

## 5 虐待防止対策及び身体拘束廃止の取組実施状況に関する調査 集計結果

集計にあたり、複数サービスを類型でまとめた「サービス区分」を用いている。区分は以下のとおりとしている。

訪問系 (n=328) : 居宅介護 (n=175)、重度訪問介護 (n=153)

通所系 (n=695) : 生活介護 (n=231)、就労継続支援B型 (n=208)、放課後等デイサービス (n=256)

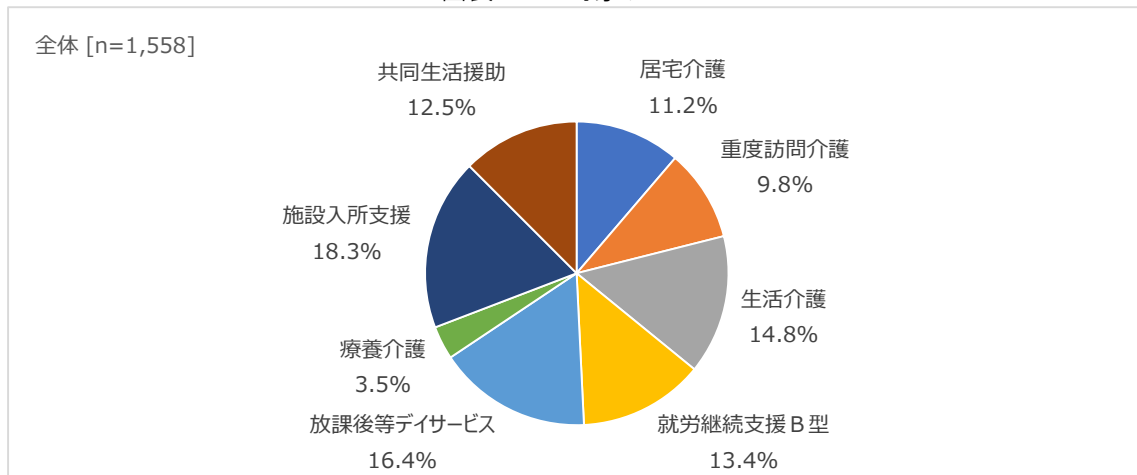
施設・居住系 (n=535) : 療養介護 (n=55)、施設入所支援 (n=285)、共同生活援助 (n=195)

### (1) 事業所の基本情報

#### ①調査対象サービス

回答のあった事業所の対象サービスの内訳は、「施設入所支援」が18.3%、「放課後等デイサービス」が16.4%、「生活介護」が14.8%、「就労継続支援B型」が13.4%、「共同生活援助」が12.5%等となっている。(各サービスの回答標本数は上記参照)

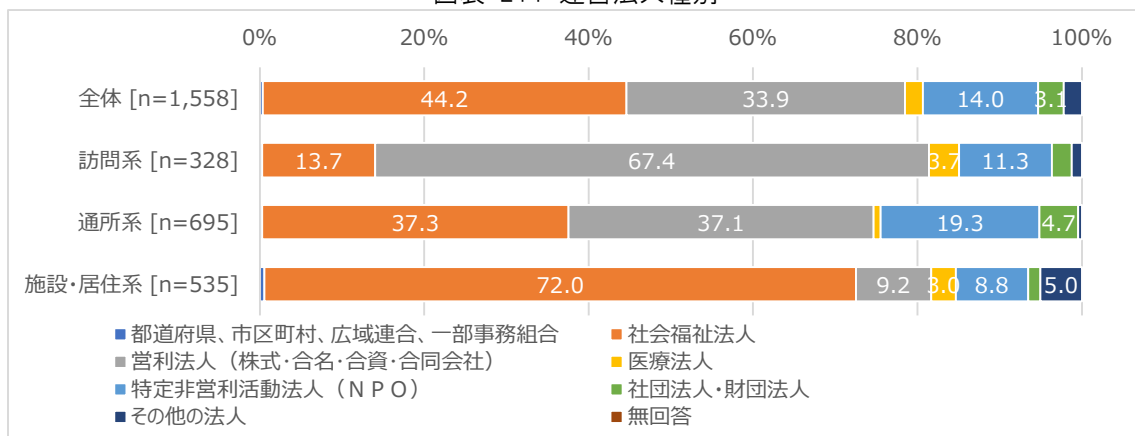
図表 210 対象サービス



#### ②運営法人種別

事業所の運営法人種別は、「社会福祉法人」が44.2%、「営利法人(株式・合名・合資・合同会社)」が33.9%、「特定非営利活動法人(NPO)」が14.0%となっている。訪問系では「営利法人(株式・合名・合資・合同会社)」、施設・居住系では「社会福祉法人」が多くなっている。

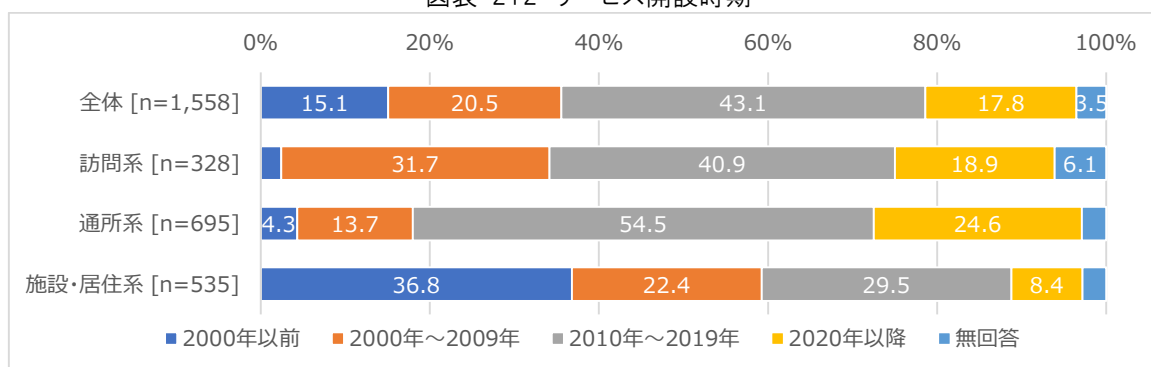
図表 211 運営法人種別



### ③ サービス開設時期

サービスの開設時期は、「2010年～2019年」が43.1%、「2000年～2009年」が20.5%、「2020年以降」が17.8%、「2000年以前」が15.1%となっている。

図表 212 サービス開設時期



### ④ 定員数

通所系サービス、施設・居住系サービスで定員数を聞いたところ、1事業所あたりの平均で通所系は19.4人、施設・居住系は41.8人となっている。サービス別では、療養介護84.7人、施設入所支援51.1人等となっている。

図表 213 定員数

(単位：人)	全体 [n=1,224]	通所系 [n=693]	施設・居住系 [n=531]
平均値	29.1	19.4	41.8

図表 214 定員数(サービス別)

(単位：人)	生活介護 [n=230]	就労継続支援 B型 [n=208]	放課後等デイ サービス [n=255]	療養介護 [n=53]	施設入所支援 [n=283]	共同生活援助 [n=195]
平均値	24.1	23.7	11.7	84.7	51.1	16.6

### ⑤ 実利用者数

実利用者数は、1事業所あたりの平均で、全体では身体障害が7.4人、知的障害が14.7人、精神障害が3.4人、難病等が1.1人、合計26.6人となっている。サービス別では、療養介護75.1人、施設入所支援49.3人等となっている。

図表 215 実利用者数

(単位：人)	全体 [n=1,417]	訪問系 [n=310]	通所系 [n=586]	施設・居住系 [n=521]
身体障害	7.4	4.8	3.2	13.7
知的障害	14.7	2.2	14.9	22.0
精神障害	3.4	3.4	4.1	2.6
難病等	1.1	0.9	1.3	1.0
合計	26.6	11.2	23.5	39.2
(再掲) 強度行動障害者・児	2.5	0.3	1.4	5.0
(再掲) 重症心身障害者・児	2.6	0.3	0.8	6.1
(再掲) 医療的ケアを要する者・児	1.4	0.4	0.4	3.0

図表 216 実利用者数(サービス別)

(単位：人)	居宅介護 [n=168]	重度訪問介護 [n=142]	生活介護 [n=219]	就労継続支援B型 [n=205]	放課後等デイサービス [n=162]	療養介護 [n=51]	施設入所支援 [n=277]	共同生活援助 [n=193]
身体障害	5.4	4.0	6.4	1.7	0.9	55.4	14.9	0.9
知的障害	2.9	1.5	16.9	14.0	13.4	11.3	33.6	8.2
精神障害	4.3	2.3	1.3	7.8	3.3	0.2	0.7	5.9
難病等	0.5	1.2	0.2	0.4	3.8	8.2	0.2	0.2
合計	13.1	9.0	24.8	23.9	21.4	75.1	49.3	15.1
(再掲) 強度行動障害者・児	0.4	0.3	3.2	0.1	0.6	6.9	7.6	0.8
(再掲) 重症心身障害者・児	0.1	0.5	1.9	0.0	0.4	51.5	1.7	0.5
(再掲) 医療的ケアを要する者・児	0.1	0.6	1.0	0.0	0.2	18.8	2.2	0.0

## ⑥職員数

調査対象サービスに従事する職員数は、1事業所あたりの平均でサービス提供責任者・サービス管理責任者・児童発達支援管理責任者が常勤 1.6 人、非常勤 0.4 人、直接処遇職員が常勤 9.9 人、非常勤 5.2 人となっている。

図表 217 職員数

(単位：人)		全体 [n=1,499]	訪問系 [n=312]	通所系 [n=674]	施設・居住系 [n=513]
サービス提供責任者・サービス管理責任者・児童発達支援管理責任者	常勤職員	1.6	2.4	1.2	1.6
	非常勤職員	0.4	1.4	0.1	0.2
直接処遇職員	常勤職員	9.9	2.8	4.7	21.0
	非常勤職員	5.2	7.1	3.4	6.4

図表 218 職員数(サービス別)

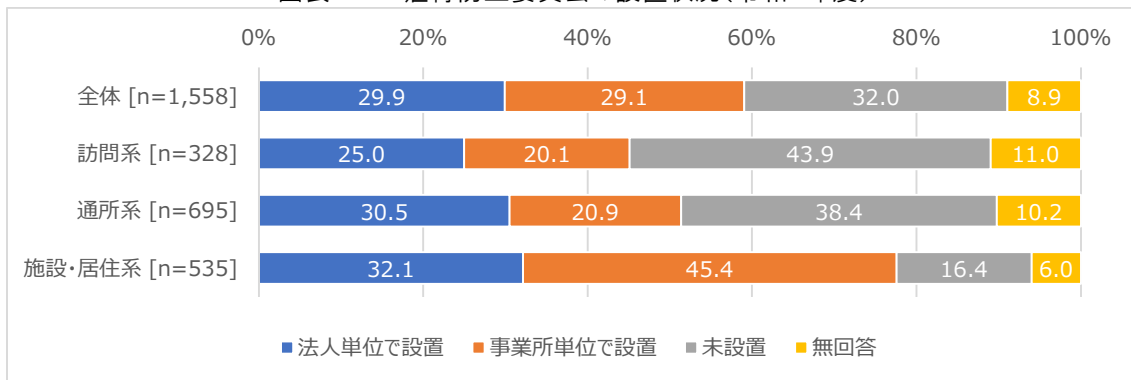
(単位：人)		居宅介護 [n=167]	重度訪問介護 [n=145]	生活介護 [n=223]	就労継続支援B型 [n=201]	放課後等デイサービス [n=250]	療養介護 [n=50]	施設入所支援 [n=274]	共同生活援助 [n=189]
サービス提供責任者・サービス管理責任者・児童発達支援管理責任者	常勤	2.3	2.4	1.3	1.2	1.2	2.2	1.6	1.4
	非常勤	1.4	1.5	0.1	0.1	0.0	0.0	0.1	0.5
直接処遇職員	常勤	2.6	3.1	6.3	3.8	4.1	68.0	24.2	4.0
	非常勤	7.4	6.8	4.5	2.6	3.0	6.5	6.7	5.8

## (2) 虐待防止の取組状況について

### ① 虐待防止委員会の設置状況

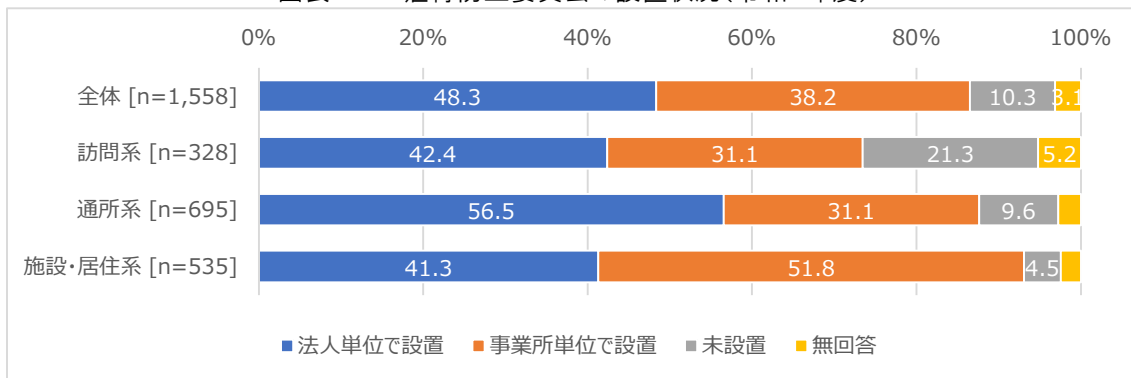
調査対象サービスにおける虐待防止委員会の設置について、令和3～5年度の状況を聞いたところ、令和3年度は、「未設置」が32.0%、「法人単位で設置」が29.9%、「事業所単位で設置」が29.1%となっている。

図表 219 虐待防止委員会の設置状況(令和3年度)



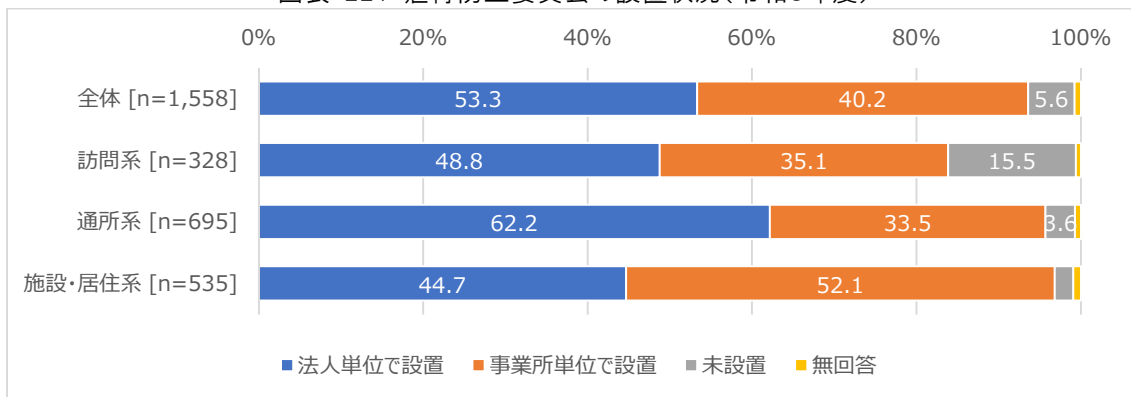
令和4年度は、「法人単位で設置」が48.3%、「事業所単位で設置」が38.2%、「未設置」が10.3%となっている。

図表 220 虐待防止委員会の設置状況(令和4年度)



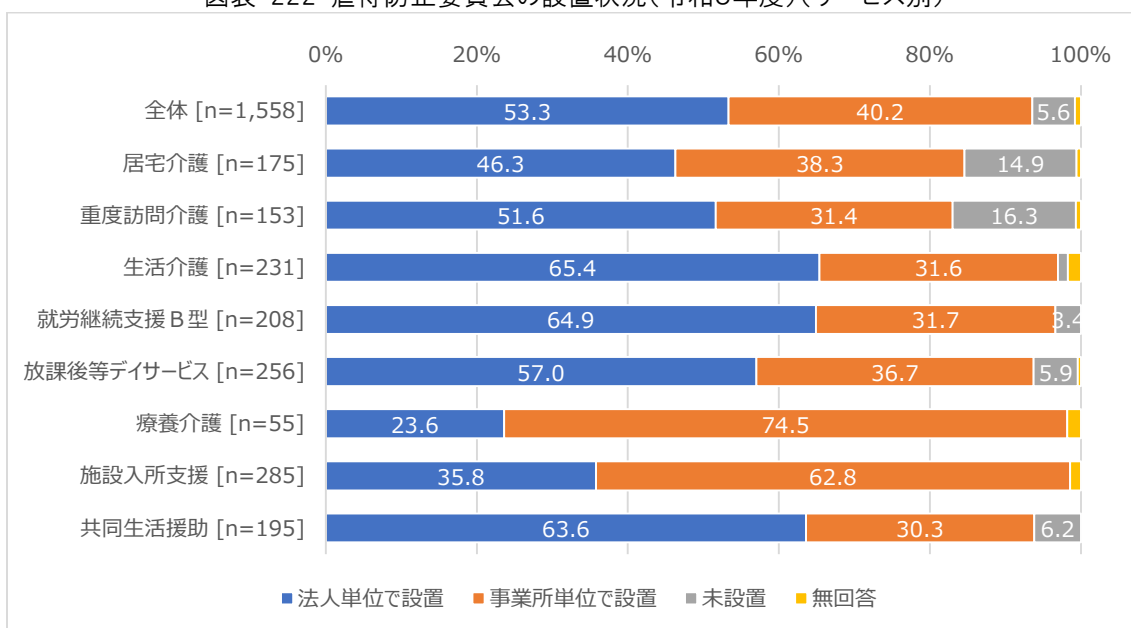
令和5年度は、「法人単位で設置」が53.3%、「事業所単位で設置」が40.2%、「未設置」が5.6%となっている。

図表 221 虐待防止委員会の設置状況(令和5年度)

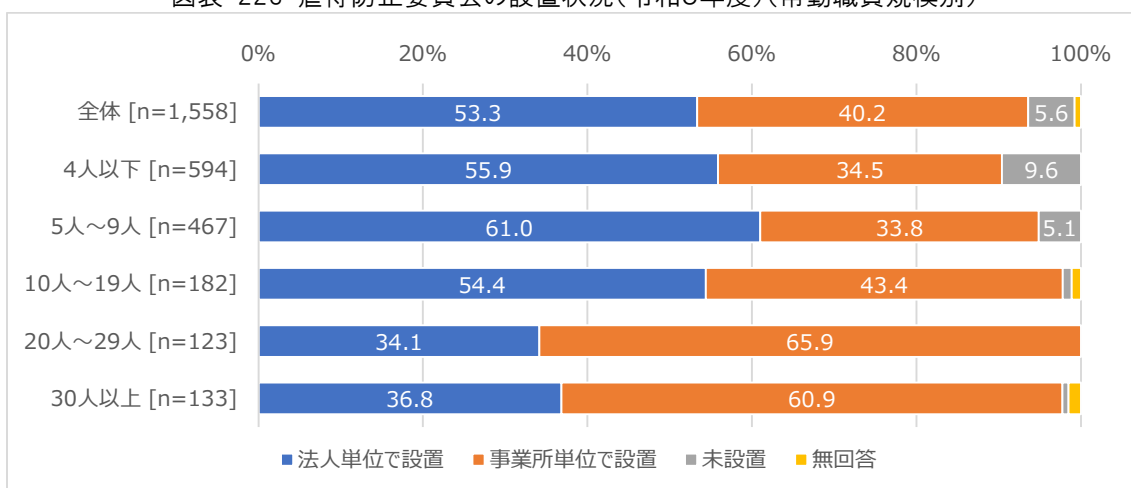


令和5年度の設置状況について、サービス別で見ると、居宅介護、重度訪問介護で「未設置」が1割以上見られる。また、サービスに従事する常勤職員の規模で見ると、規模の大きなところでは「事業所単位で設置」が多くなっている。

図表 222 虐待防止委員会の設置状況(令和5年度)(サービス別)

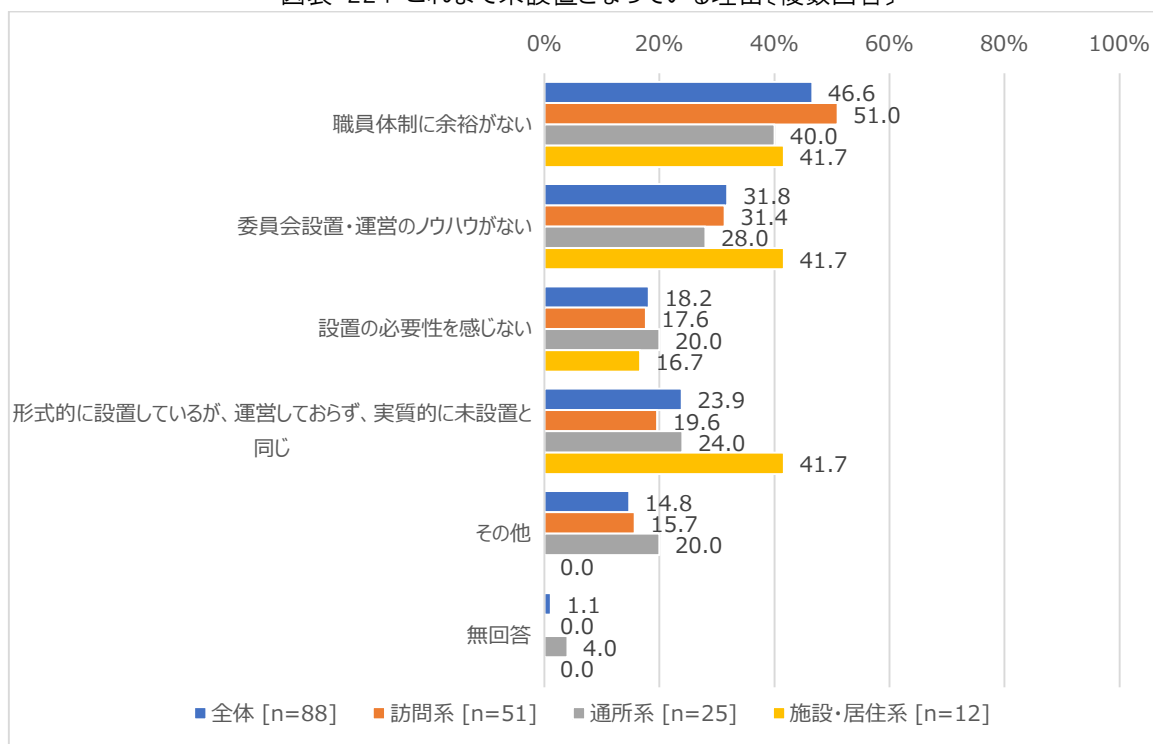


図表 223 虐待防止委員会の設置状況(令和5年度)(常勤職員規模別)



令和5年度に虐待防止委員会が未設置となっている事業所に、その理由を聞いたところ、「職員体制に余裕がない」が46.6%と最も多く、次いで、「委員会設置・運営のノウハウがない」が31.8%となっている。

図表 224 これまで未設置となっている理由〔複数回答〕



## ②虐待防止委員会の状況

令和3～5年度の虐待防止委員会の開催回数については、1事業所あたりの平均で、対面型の会議 3.4～3.0回、オンライン会議 0.6～0.3回となっている。

図表 225 虐待防止委員会の開催回数(令和3年度)

(単位：回)		全体 [n=920]	訪問系 [n=148]	通所系 [n=357]	施設・居住系 [n=415]
対面型の会議	開催回数	3.4	1.9	2.4	4.8
	うち、事案発生により開催した回数	0.1	0.1	0.1	0.2
オンライン会議	開催回数	0.6	0.6	0.7	0.5
	うち、事案発生により開催した回数	0.0	0.0	0.0	0.0

図表 226 虐待防止委員会の開催回数(令和4年度)

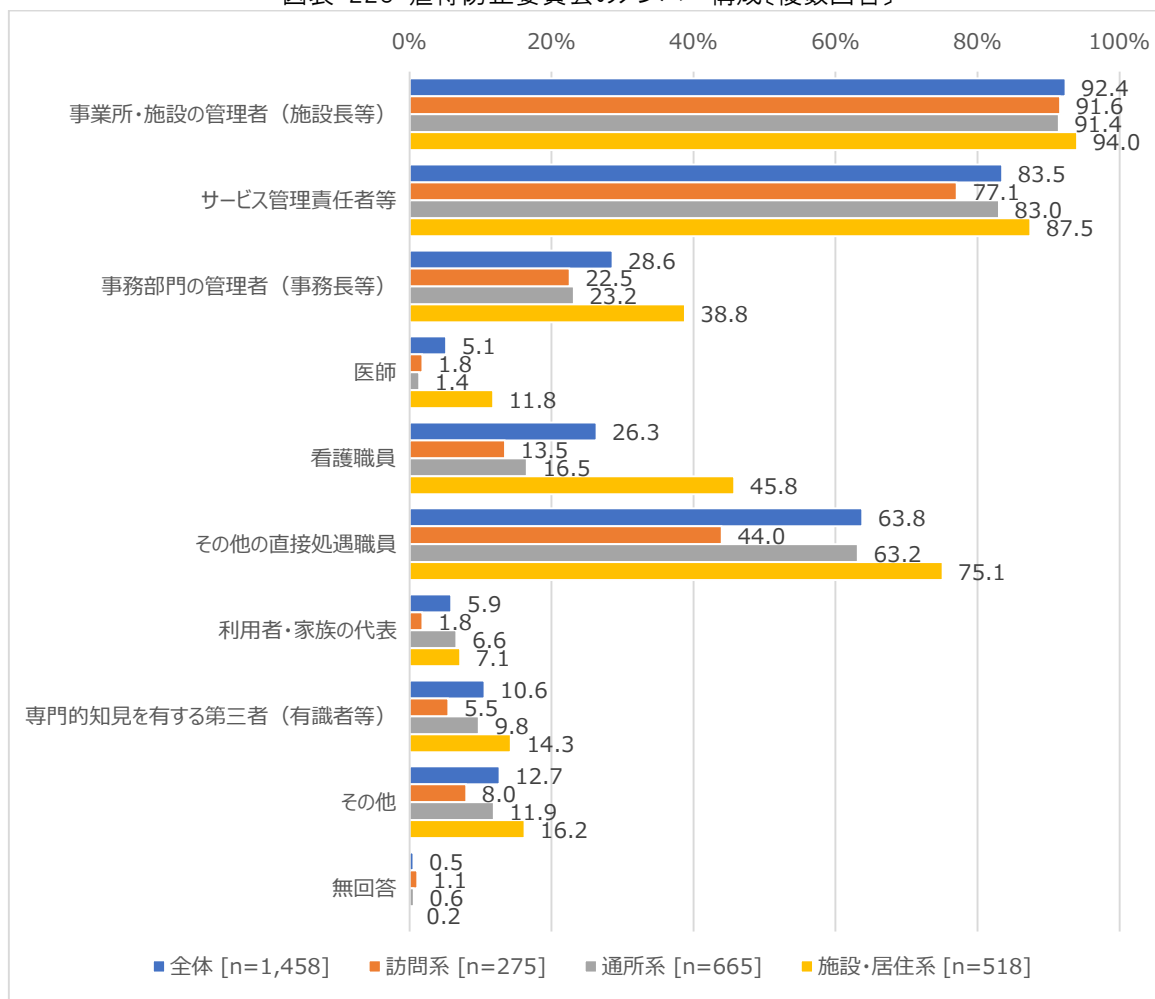
(単位：回)		全体 [n=1,348]	訪問系 [n=241]	通所系 [n=609]	施設・居住系 [n=498]
対面型の会議	開催回数	3.3	1.8	2.7	4.8
	うち、事案発生により開催した回数	0.1	0.1	0.1	0.2
オンライン会議	開催回数	0.5	0.4	0.6	0.4
	うち、事案発生により開催した回数	0.0	0.0	0.0	0.0

図表 227 虐待防止委員会の開催回数(令和5年度)

(単位：回)		全体 [n=1,458]	訪問系 [n=275]	通所系 [n=665]	施設・居住系 [n=518]
対面型の会議	開催回数	3.0	1.9	2.5	4.3
	うち、事案発生により開催した回数	0.1	0.0	0.1	0.1
オンライン会議	開催回数	0.3	0.3	0.4	0.3
	うち、事案発生により開催した回数	0.0	0.0	0.0	0.0

虐待防止委員会のメンバー構成は、「事業所・施設の管理者（施設長等）」が92.4%、「サービス管理責任者等」が83.5%、「その他の直接処遇職員」が63.8%等となっている。また、委員会の構成人数は、1事業所あたりの平均で7.6人となっている。

図表 228 虐待防止委員会のメンバー構成〔複数回答〕

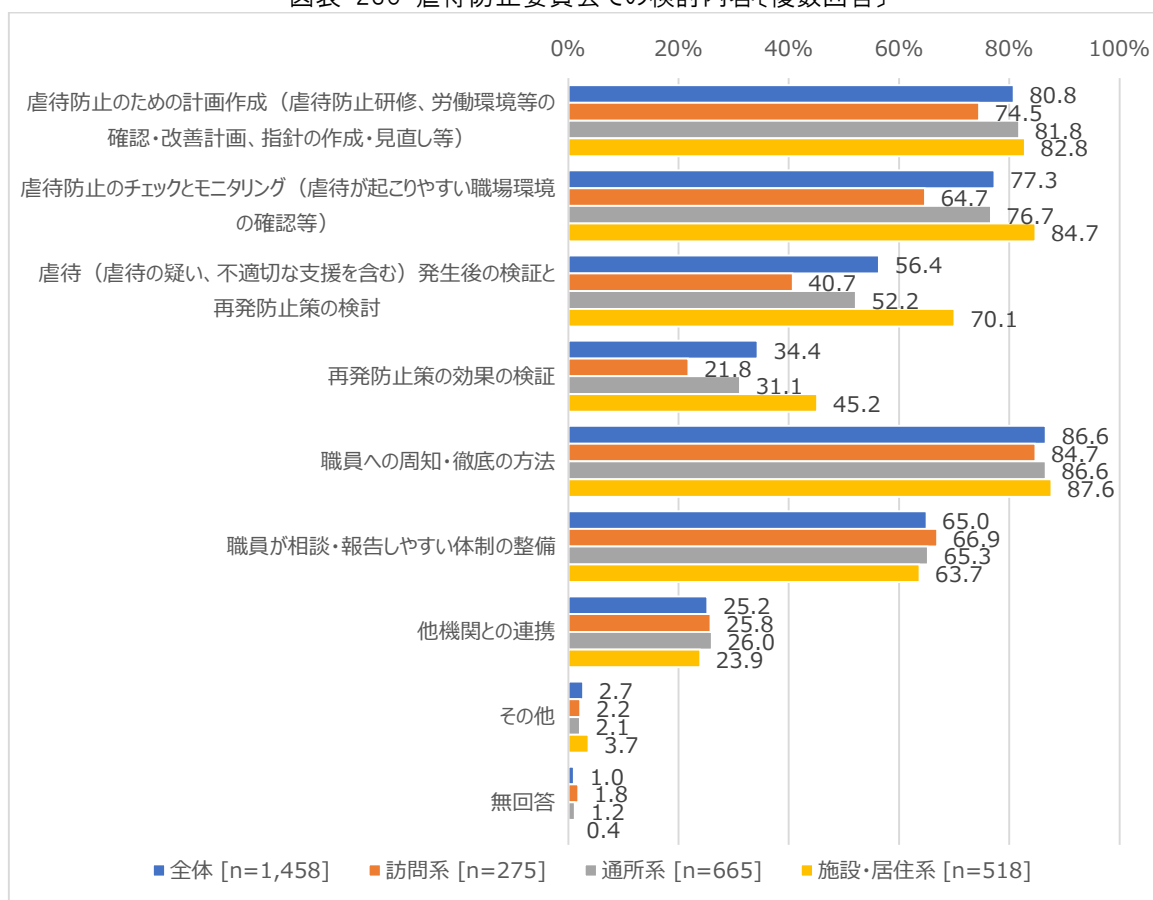


図表 229 虐待防止委員会の構成人数

（単位：人）	全体 [n=1,296]	訪問系 [n=230]	通所系 [n=588]	施設・居住系 [n=478]
平均値	7.6	6.2	6.9	9.0

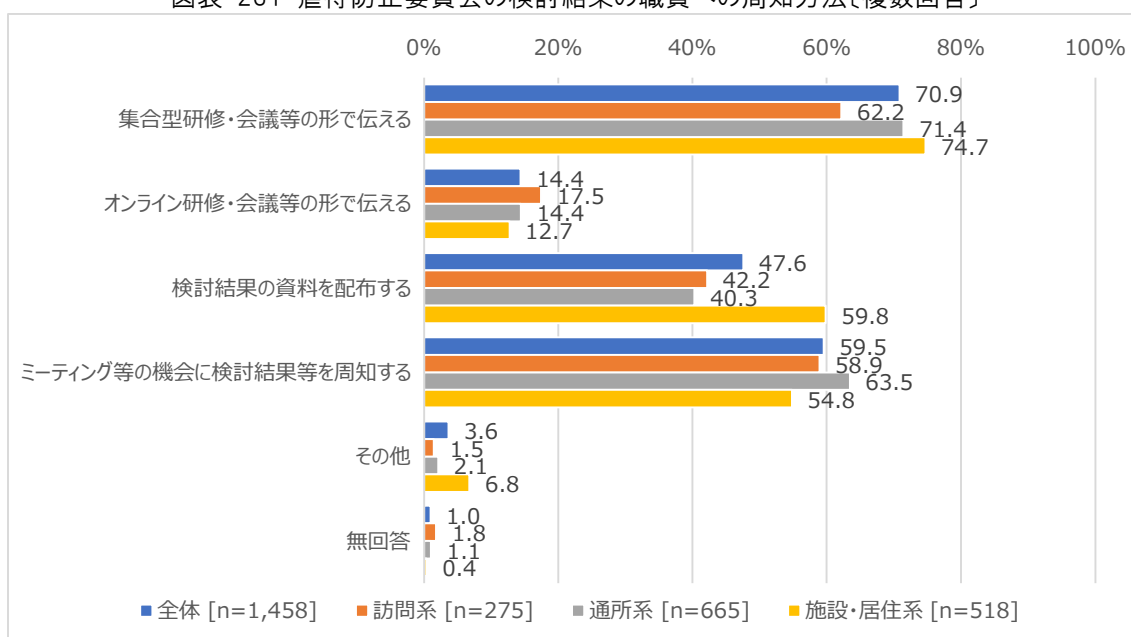
虐待防止委員会での検討内容については、「職員への周知・徹底の方法」が86.6%、「虐待防止のための計画作成（虐待防止研修、労働環境等の確認・改善計画、指針の作成・見直し等）」が80.8%、「虐待防止のチェックとモニタリング（虐待が起こりやすい職場環境の確認等）」が77.3%等となっている。

図表 230 虐待防止委員会での検討内容〔複数回答〕



虐待防止委員会の検討結果の職員への周知方法は、「集合型研修・会議等の形で伝える」が70.9%、「ミーティング等の機会に検討結果等を周知する」が59.5%等となっている。

図表 231 虐待防止委員会の検討結果の職員への周知方法〔複数回答〕

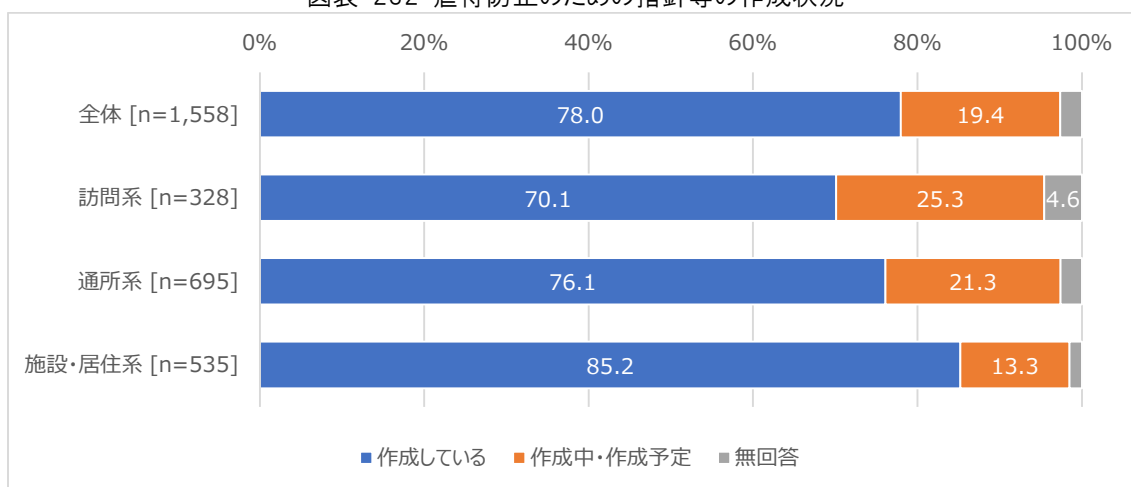




### ③虐待防止のための指針等の作成状況

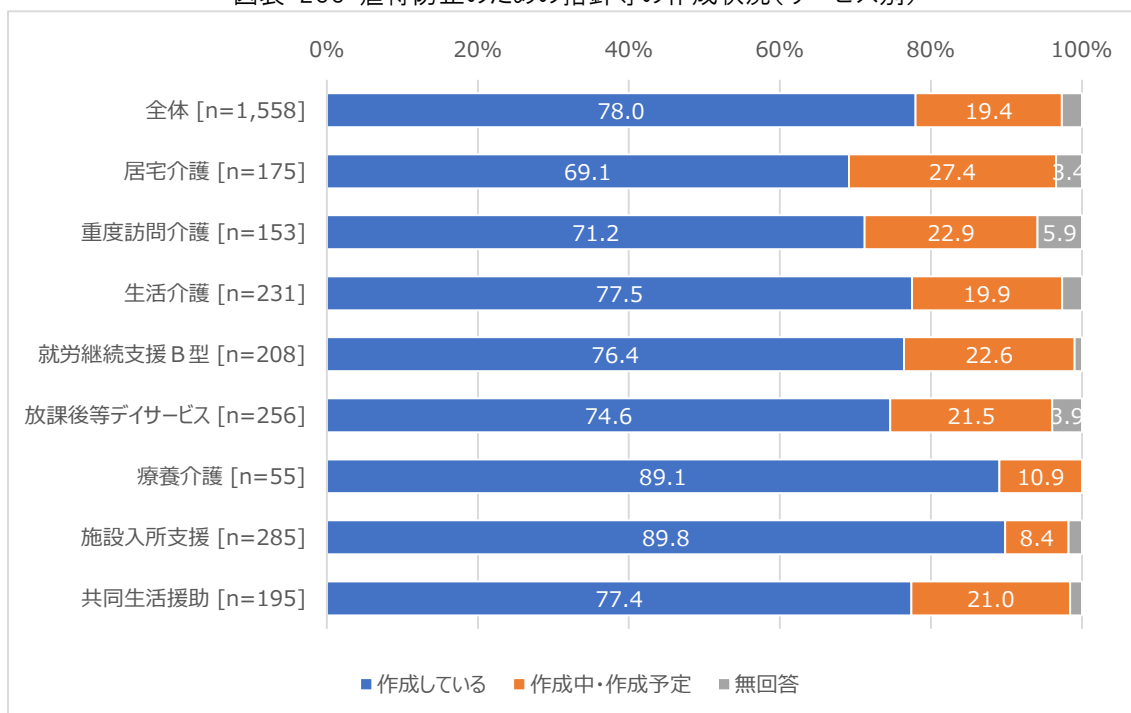
虐待防止のための指針等の作成状況について聞いたところ、「作成している」が78.0%、「作成中・作成予定」が19.4%となっている。

図表 232 虐待防止のための指針等の作成状況

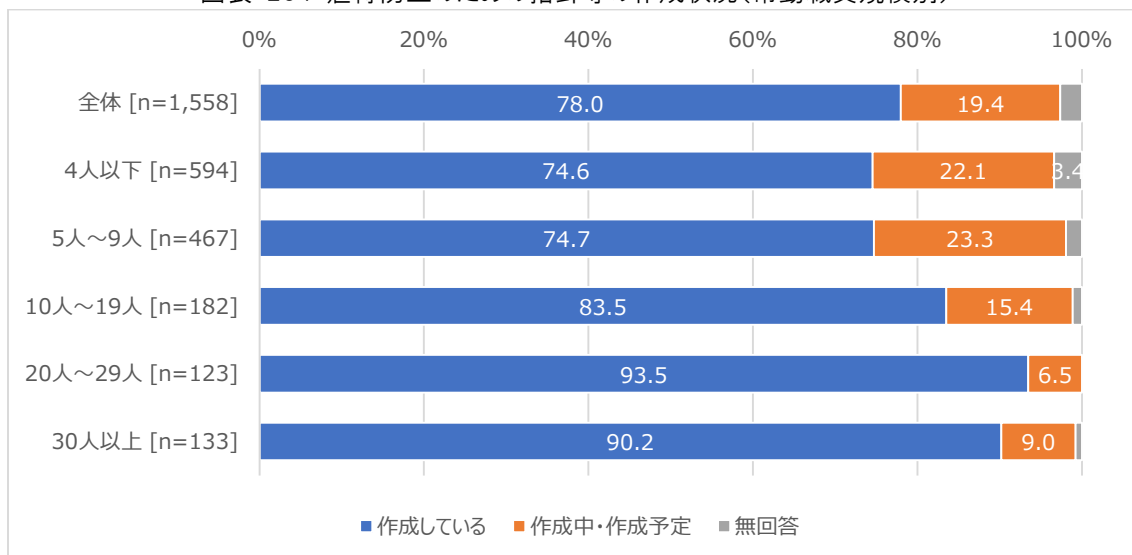


指針等の作成状況について、サービス別で見ると、療養介護、施設入所支援で「作成している」が多くなっている。また、サービスに従事する常勤職員の規模で見ると、規模の小さいところで「作成中・作成予定」が比較的多くなっている。

図表 233 虐待防止のための指針等の作成状況(サービス別)

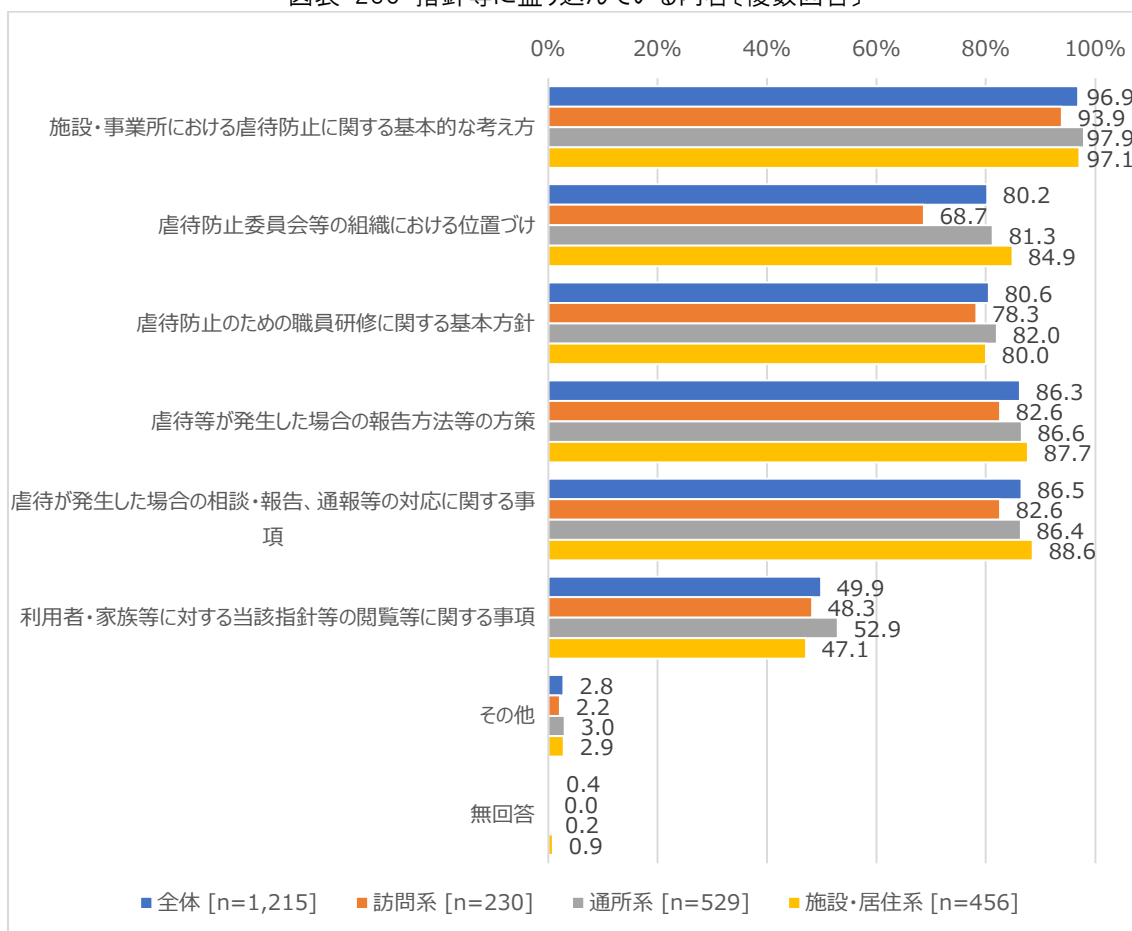


図表 234 虐待防止のための指針等の作成状況(常勤職員規模別)



指針等を作成している事業所に、指針等に盛り込んでいる内容を聞いたところ、「施設・事業所における虐待防止に関する基本的な考え方」が96.9%、「虐待が発生した場合の相談・報告、通報等の対応に関する事項」が86.5%、「虐待等が発生した場合の報告方法等の方策」が86.3%、「虐待防止のための職員研修に関する基本方針」が80.6%、「虐待防止委員会等の組織における位置づけ」が80.2%となっている。

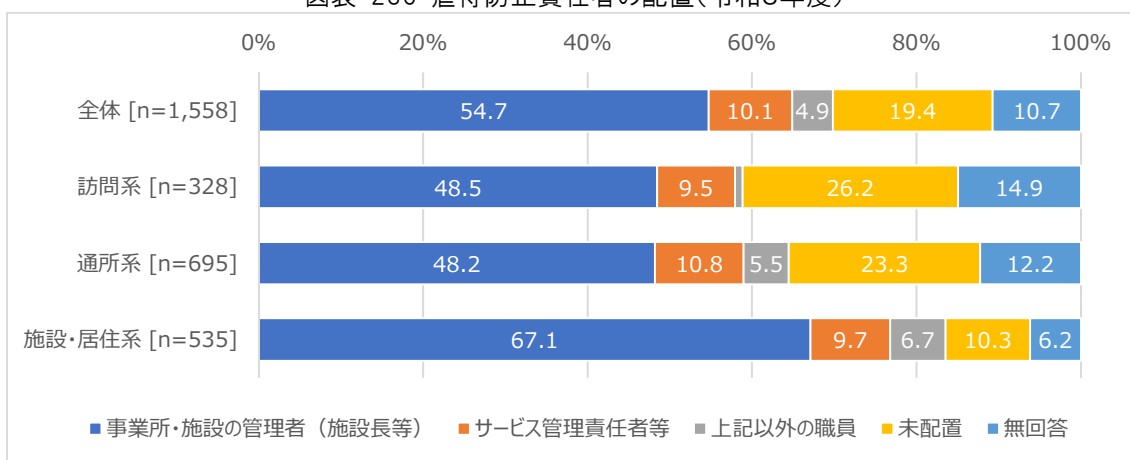
図表 235 指針等に盛り込んでいる内容(複数回答)



#### ④虐待防止責任者の配置

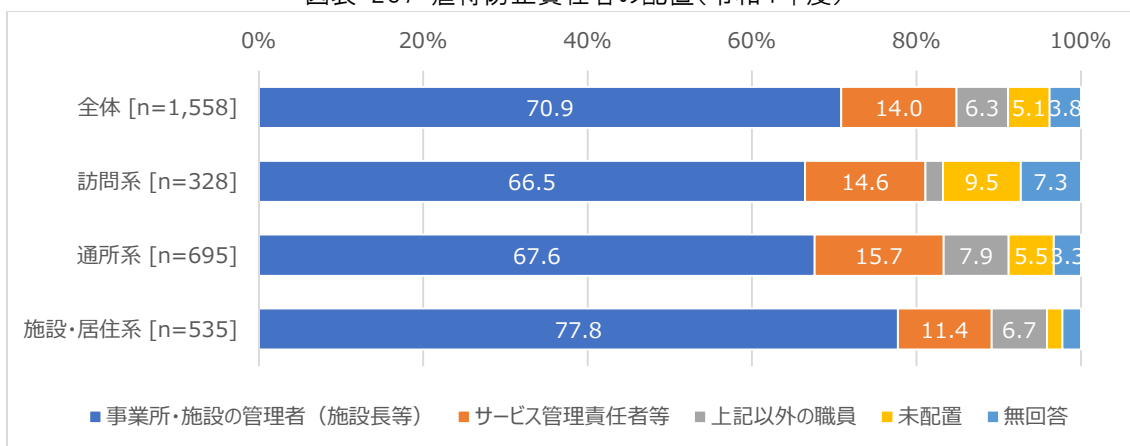
虐待防止責任者の配置について、令和3～5年度の状況を聞いたところ、令和3年度は、「事業所・施設の管理者（施設長等）」が54.7%となっている。

図表 236 虐待防止責任者の配置(令和3年度)



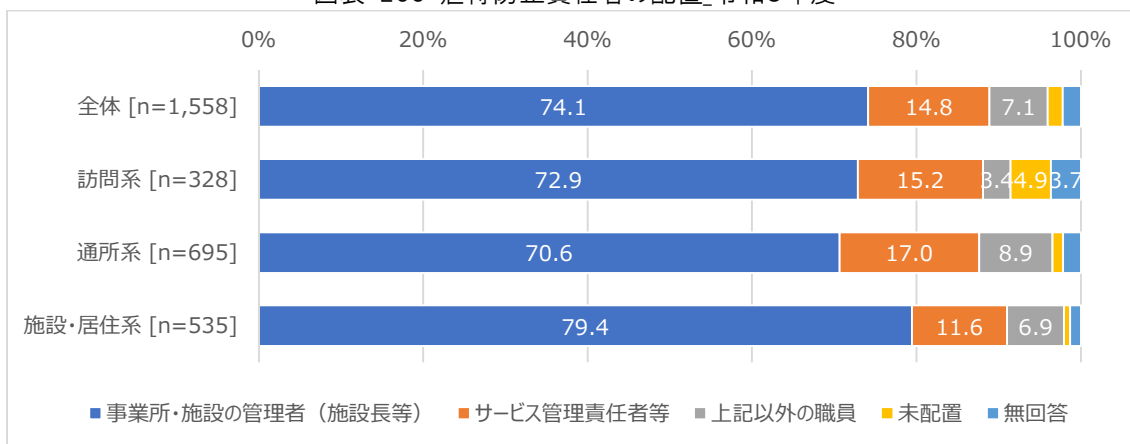
令和4年度は、「事業所・施設の管理者（施設長等）」が70.9%となっている。

図表 237 虐待防止責任者の配置(令和4年度)



令和5年度は、「事業所・施設の管理者（施設長等）」が74.1%となっている。

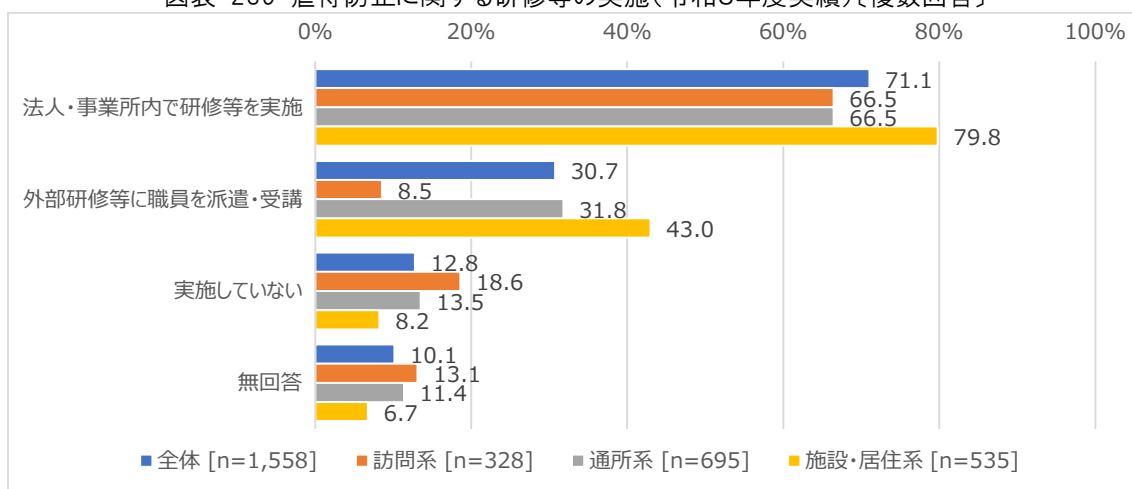
図表 238 虐待防止責任者の配置\_令和5年度



## ⑤虐待防止に関する研修等の実施

虐待防止に関する研修等の実施について、令和3～5年度の状況を聞いたところ、令和3年度実績は、「法人・事業所内で研修等を実施」が71.1%、「外部研修等に職員を派遣・受講」が30.7%となっている。

図表 239 虐待防止に関する研修等の実施(令和3年度実績)[複数回答]



研修等を実施している事業所における実施回数は、平均で法人・事業所内研修 2.0 回、外部研修 1.6 回となっている。

図表 240 虐待防止に関する研修等の実施(令和3年度法人・事業所内実施回数)

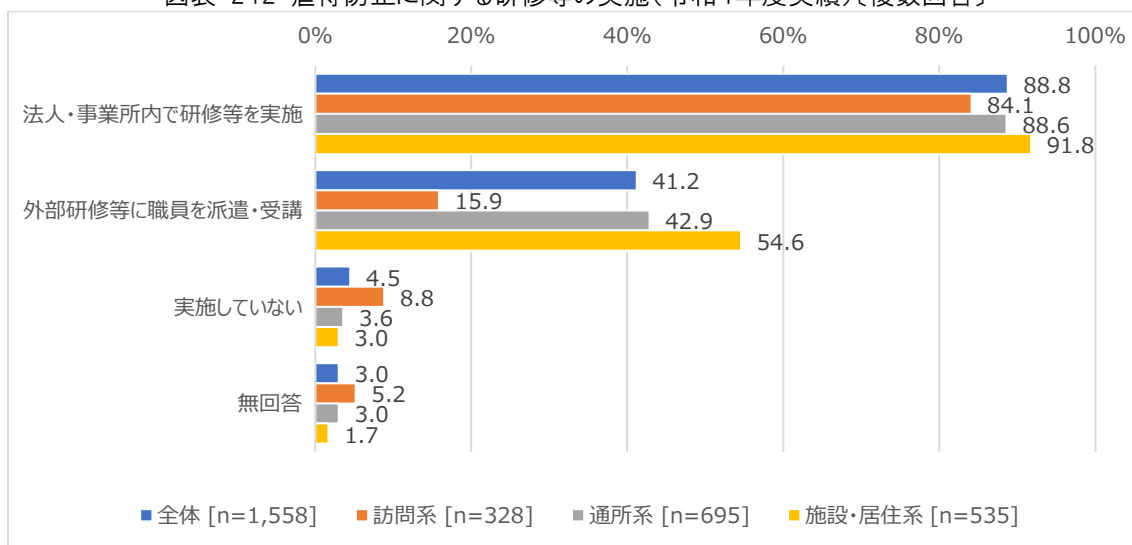
(単位: 回)	全体 [n=1,085]	訪問系 [n=215]	通所系 [n=448]	施設・居住系 [n=422]
平均値	2.0	1.5	1.8	2.5

図表 241 虐待防止に関する研修等の実施(令和3年度外部研修等実施回数)

(単位: 回)	全体 [n=474]	訪問系 [n=28]	通所系 [n=217]	施設・居住系 [n=229]
平均値	1.6	1.2	1.4	1.8

令和4年度実績は、「法人・事業所内で研修等を実施」が88.8%、「外部研修等に職員を派遣・受講」が41.2%となっている。

図表 242 虐待防止に関する研修等の実施(令和4年度実績)[複数回答]



研修等を実施している事業所における実施回数は、平均で法人・事業所内研修 2.2 回、外部研修 1.7 回となっている。

図表 243 虐待防止に関する研修等の実施(令和4年度法人・事業所内実施回数)

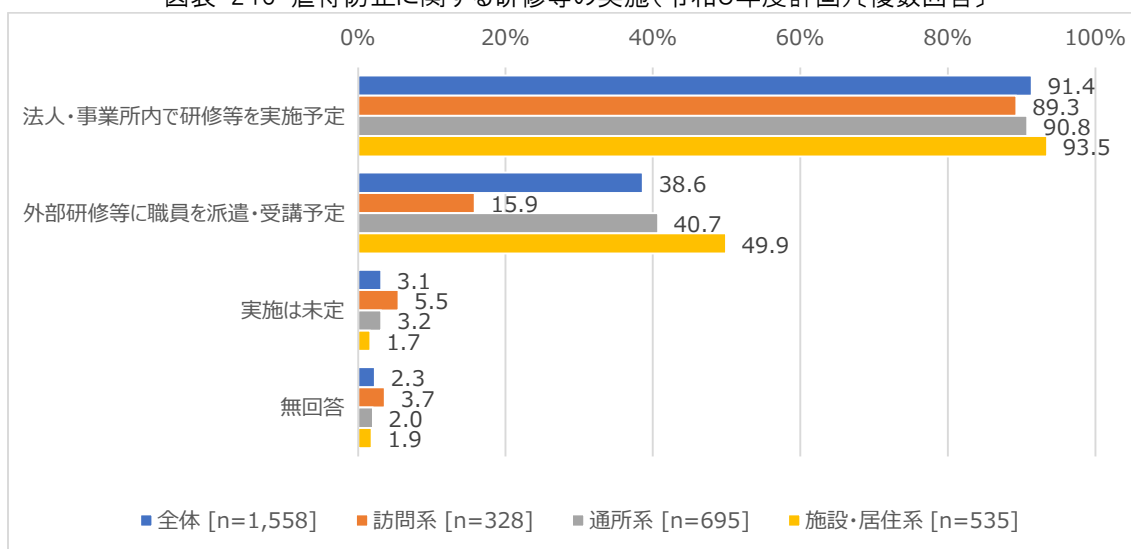
(単位:回)	全体 [n=1,358]	訪問系 [n=269]	通所系 [n=602]	施設・居住系 [n=487]
平均値	2.2	1.5	2.1	2.7

図表 244 虐待防止に関する研修等の実施(令和4年度外部研修等実施回数)

(単位:回)	全体 [n=636]	訪問系 [n=52]	通所系 [n=294]	施設・居住系 [n=290]
平均値	1.7	1.2	1.5	1.9

令和5年度計画は、「法人・事業所内で研修等を実施予定」が 91.4%、「外部研修等に職員を派遣・受講予定」が 38.6%となっている。

図表 245 虐待防止に関する研修等の実施(令和5年度計画)(複数回答)



研修等を計画している事業所における実施回数は、平均で法人・事業所内研修 2.1 回、外部研修 1.6 回となっている。

図表 246 虐待防止に関する研修等の実施(令和5年度\_法人・事業所内実施回数)

(単位:回)	全体 [n=1,371]	訪問系 [n=282]	通所系 [n=602]	施設・居住系 [n=487]
平均値	2.1	1.5	2.0	2.6

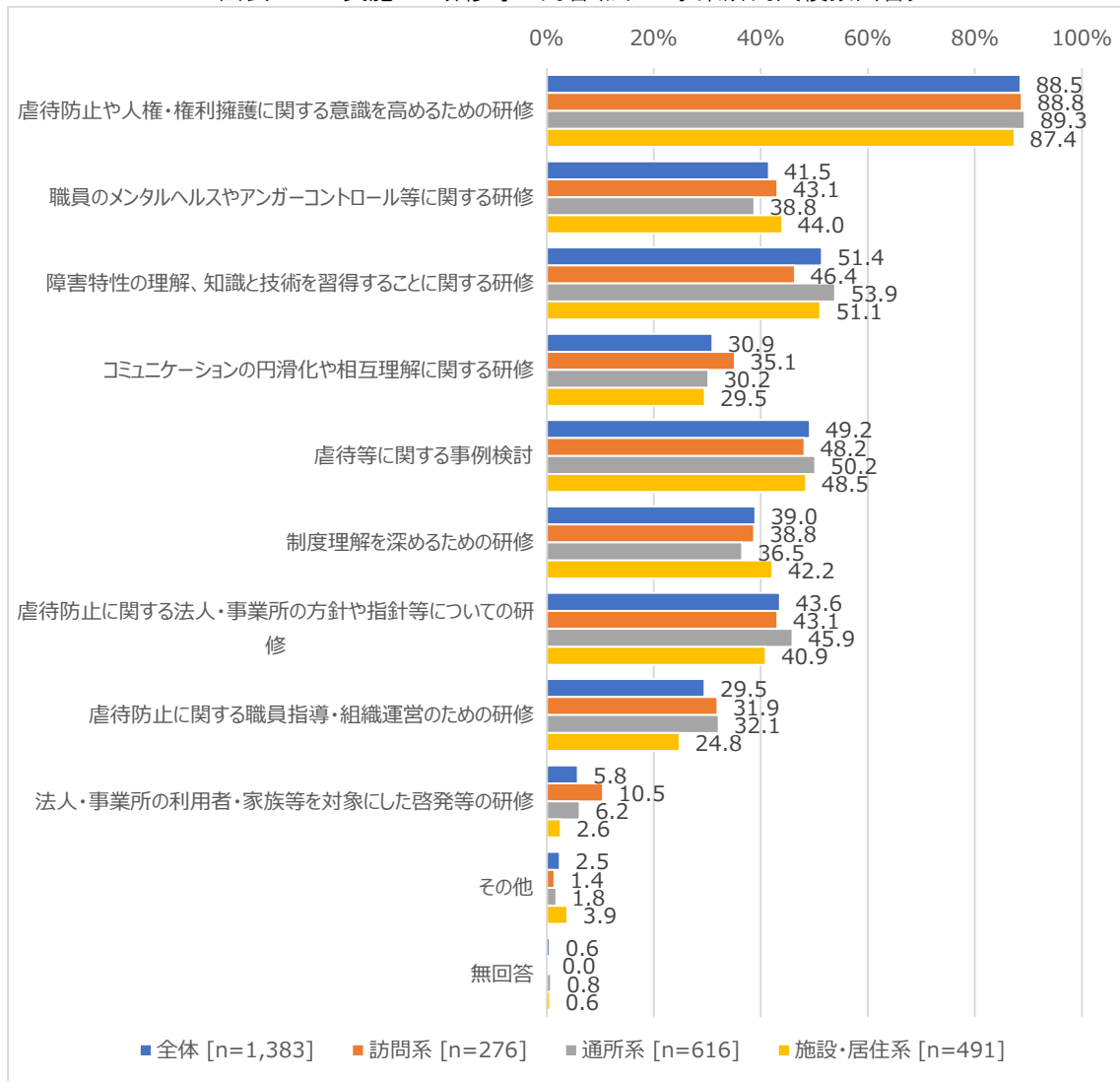
図表 247 虐待防止に関する研修等の実施(令和5年度外部研修等実施回数)

(単位:回)	全体 [n=586]	訪問系 [n=51]	通所系 [n=273]	施設・居住系 [n=262]
平均値	1.6	1.1	1.5	1.8

## ⑥令和4年度に実施した研修等の概要

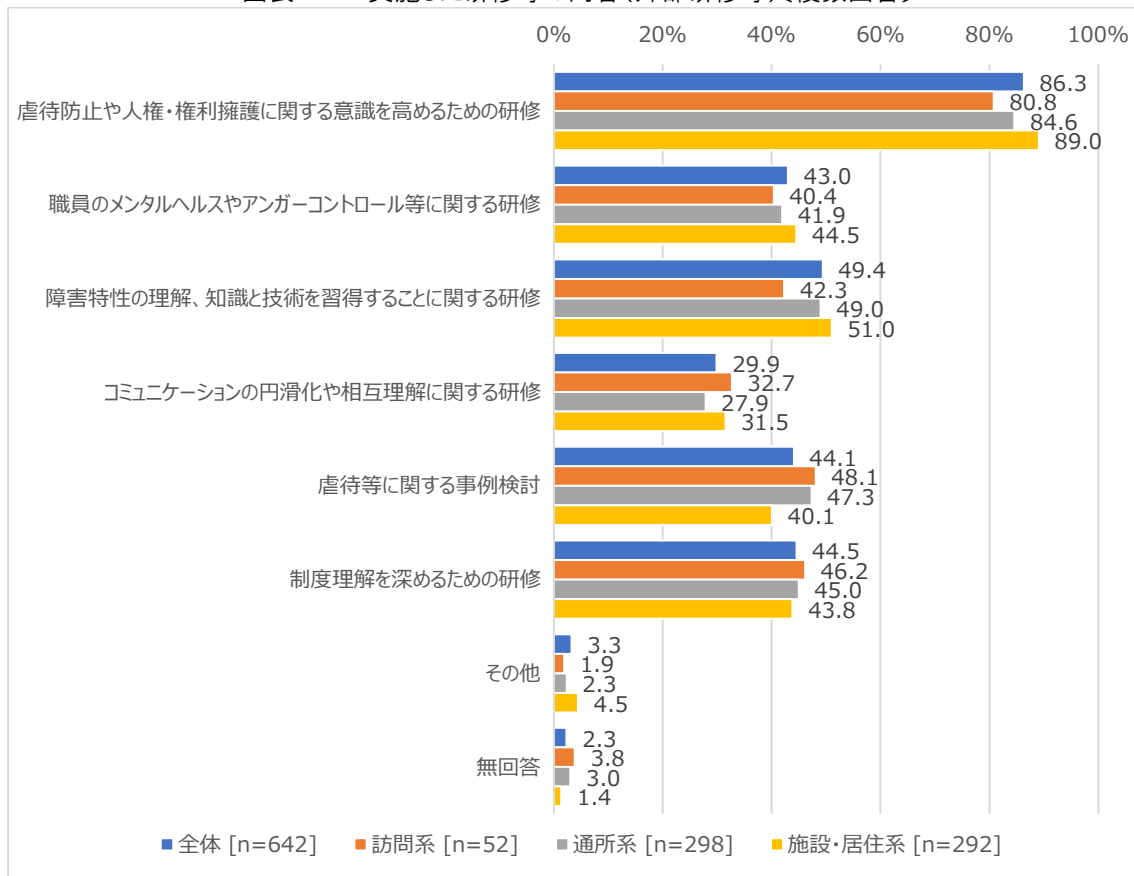
令和4年度実績で虐待防止に関する研修等を実施した事業所に、実施した研修等の概要を聞いたところ、実施した研修等の内容について、法人・事業所内研修では、「虐待防止や人権・権利擁護に関する意識を高めるための研修」が88.5%、「障害特性の理解、知識と技術を習得することに関する研修」が51.4%、「虐待等に関する事例検討」が49.2%等となっている。

図表 248 実施した研修等の内容(法人・事業所内)[複数回答]



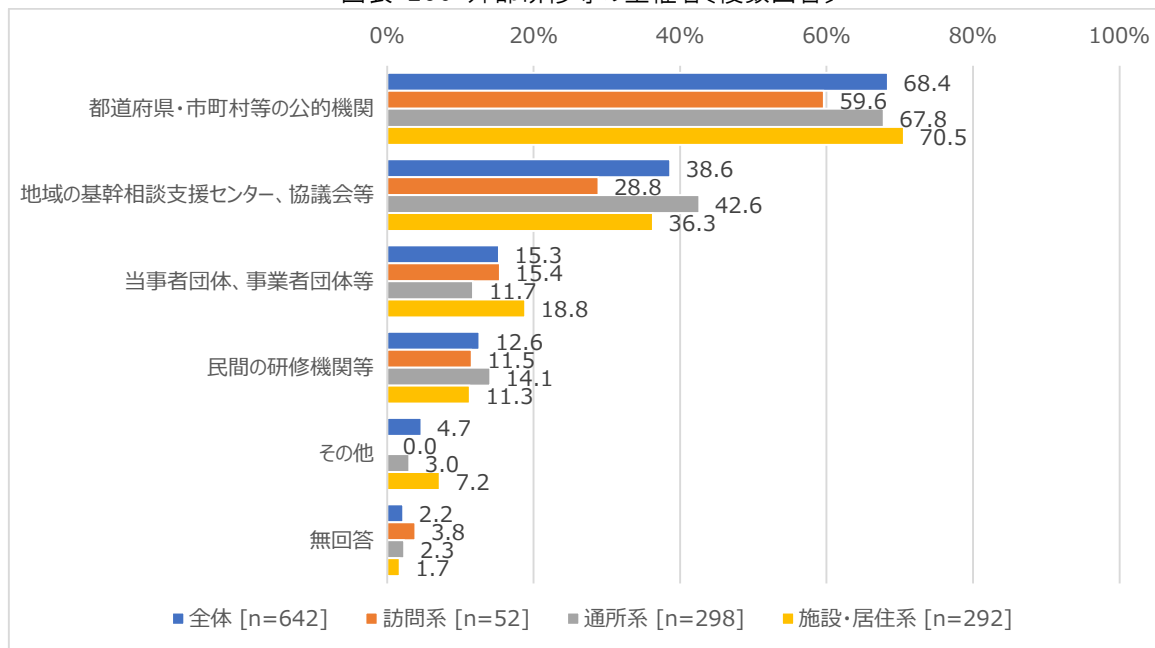
外部研修等では、「虐待防止や人権・権利擁護に関する意識を高めるための研修」が86.3%、「障害特性の理解、知識と技術を習得することに関する研修」が49.4%、「制度理解を深めるための研修」が44.5%、「虐待等に関する事例検討」が44.1%、「職員のメンタルヘルスやアンダーコントロール等に関する研修」が43.0%等となっている。

図表 249 実施した研修等の内容(外部研修等)[複数回答]



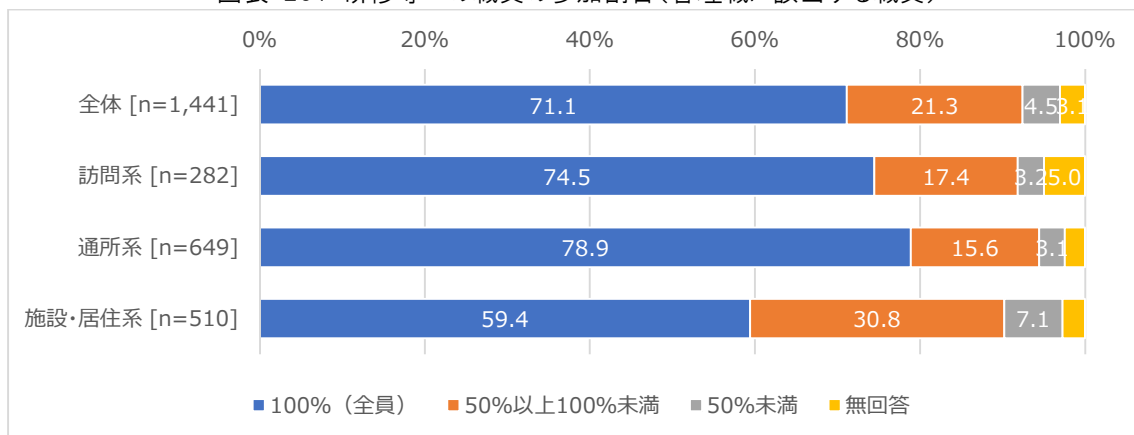
外部研修等の主催者について聞いたところ、「都道府県・市町村等の公的機関」が68.4%となっている。

図表 250 外部研修等の主催者[複数回答]



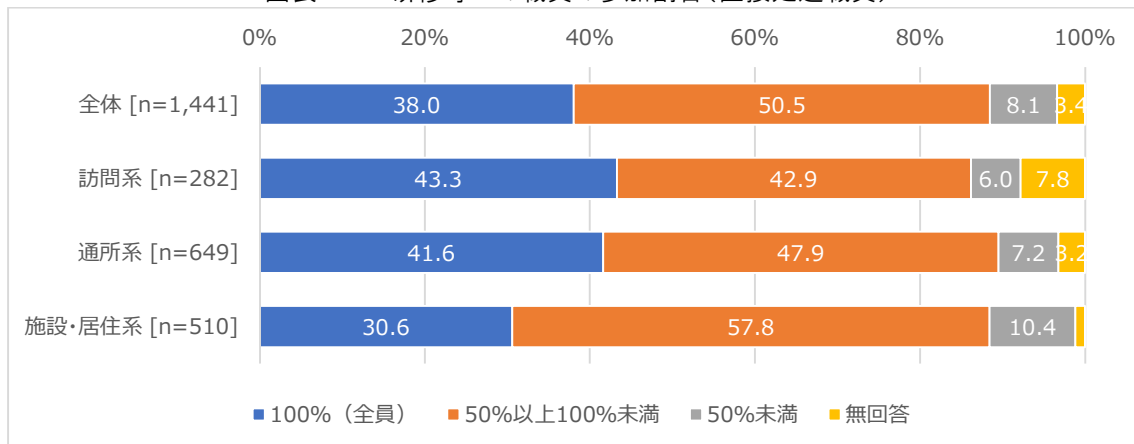
研修等への職員の参加割合については、管理職に該当する職員は、「100%（全員）」が71.1%、「50%以上100%未満」が21.3%となっている。

図表 251 研修等への職員の参加割合(管理職に該当する職員)



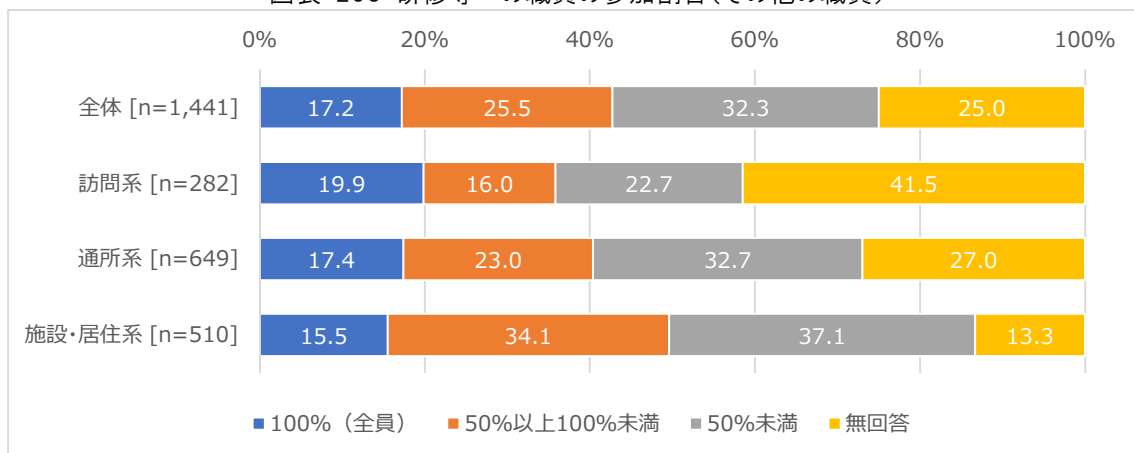
直接処遇職員は、「50%以上100%未満」が50.5%、「100%（全員）」が38.0%となっている。

図表 252 研修等への職員の参加割合(直接処遇職員)



その他の職員は、「50%未満」が32.3%、「50%以上100%未満」が25.5%となっている。

図表 253 研修等への職員の参加割合(その他の職員)

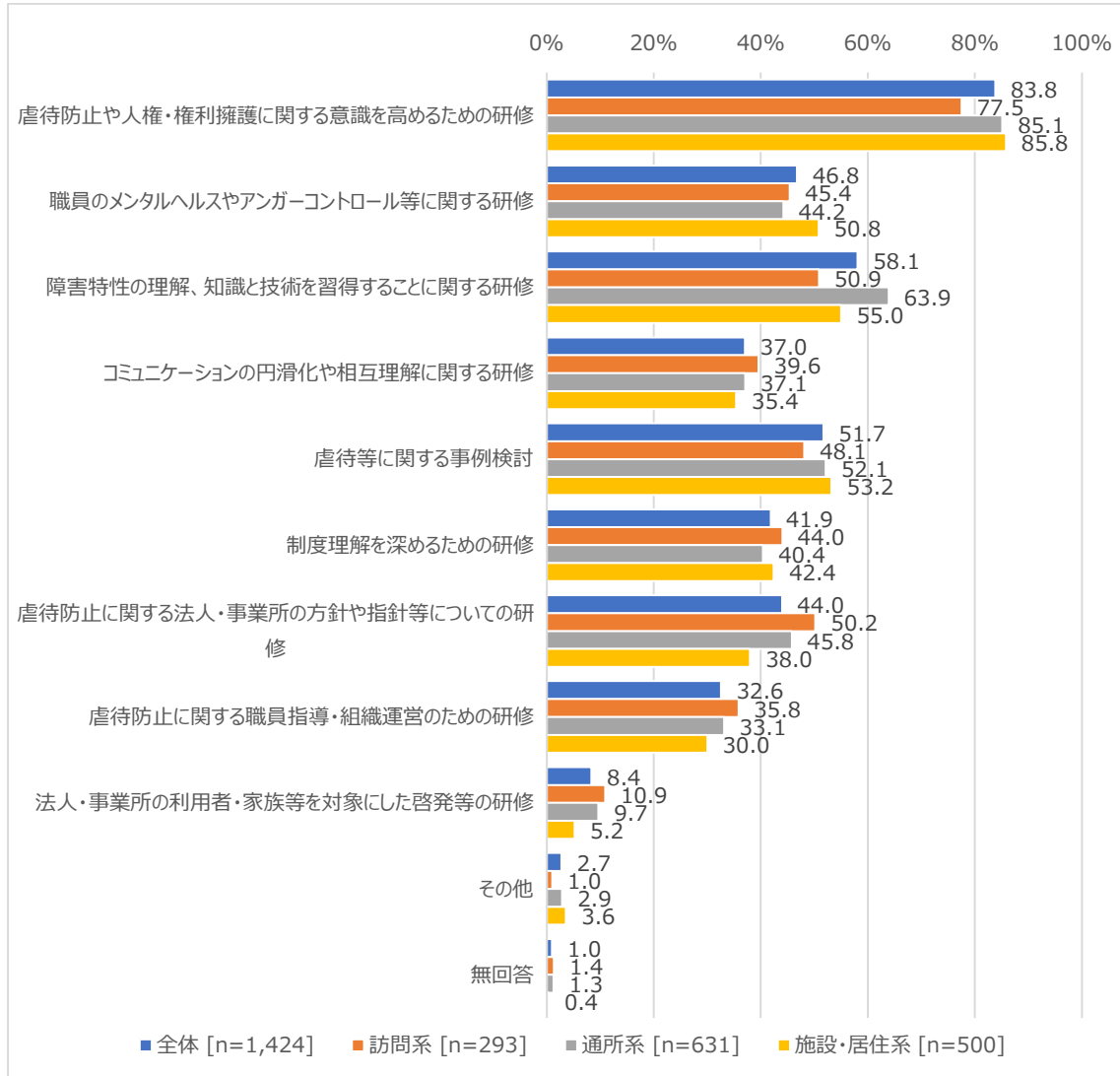




## ⑦令和5年度に実施予定の研修等の概要

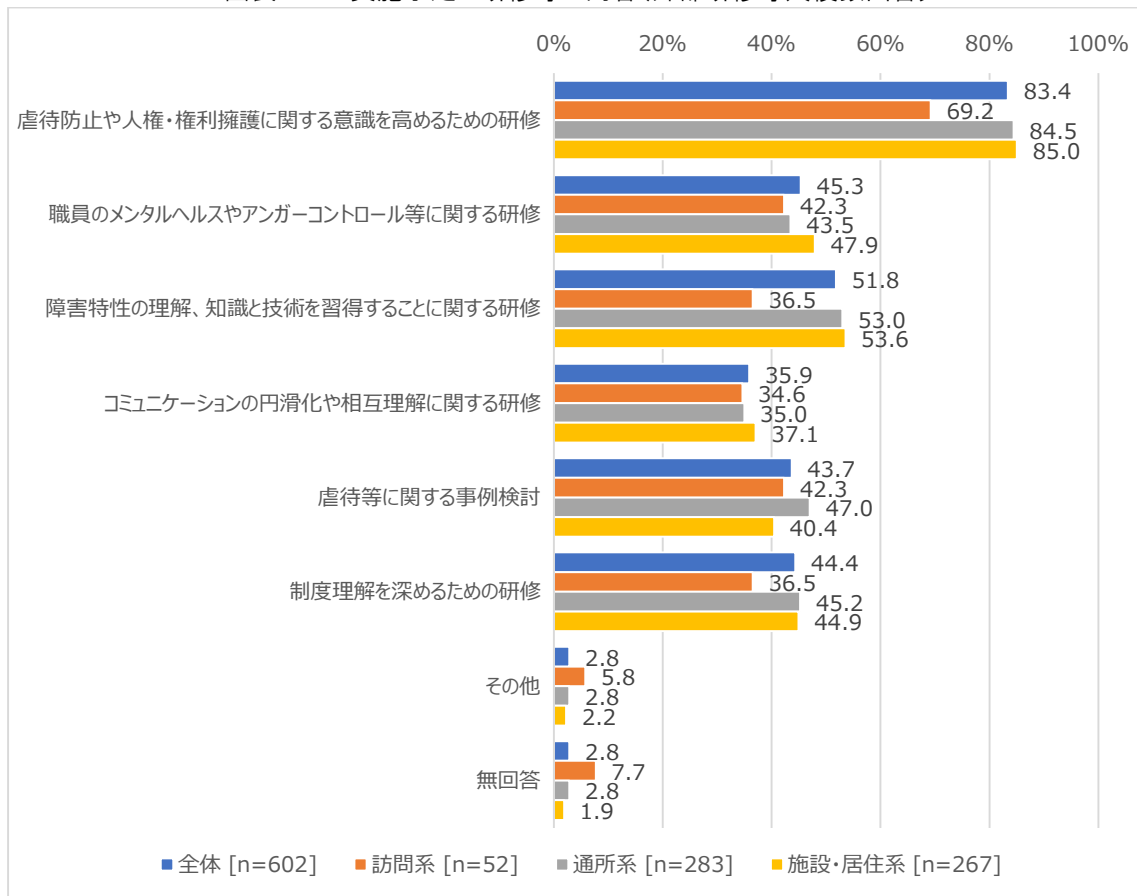
令和5年度に虐待防止に関する研修等を実施予定の事業所に、実施予定の研修等の概要を聞いたところ、法人・事業所内研修では、「虐待防止や人権・権利擁護に関する意識を高めるための研修」が83.8%、「障害特性の理解、知識と技術を習得することに関する研修」が58.1%等となっている。

図表 254 実施予定の研修等の内容(法人・事業所内)[複数回答]



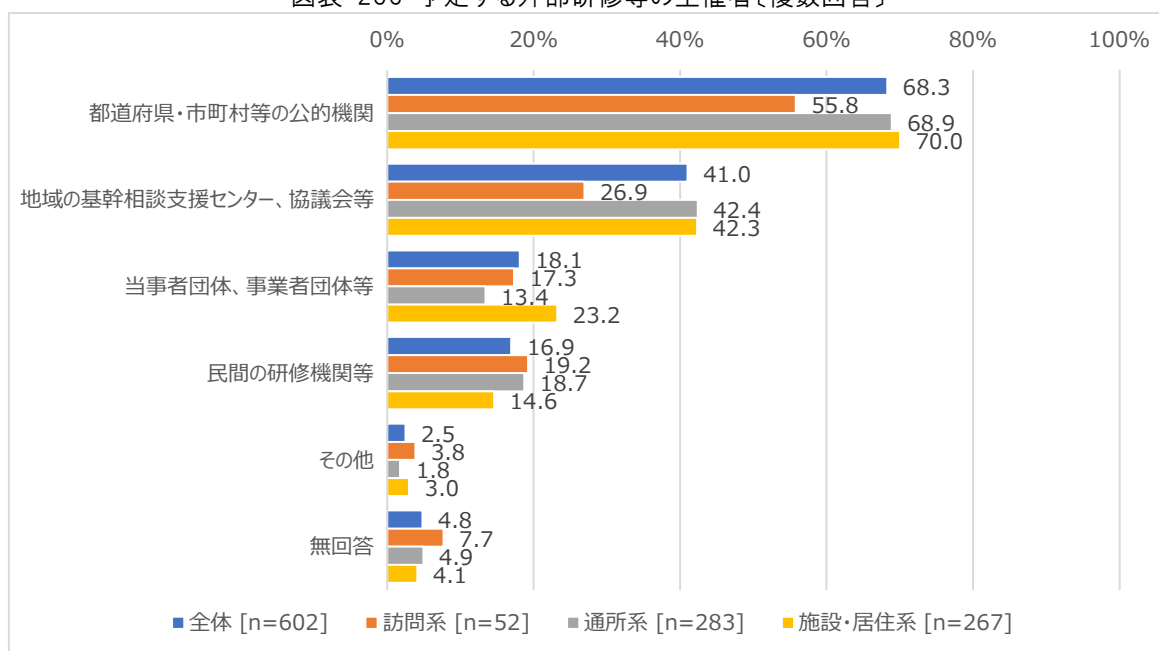
外部研修等については、「虐待防止や人権・権利擁護に関する意識を高めるための研修」が83.4%、「障害特性の理解、知識と技術を習得することに関する研修」が51.8%等となっている。

図表 255 実施予定の研修等の内容(外部研修等)[複数回答]



予定する外部研修等の主催者について聞いたところ、「都道府県・市町村等の公的機関」が68.3%、「地域の基幹相談支援センター、協議会等」が41.0%等となっている。

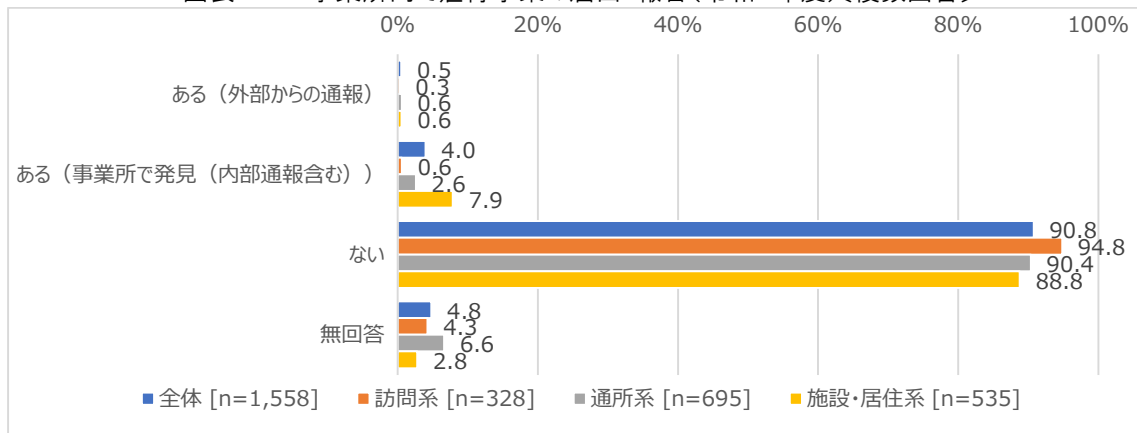
図表 256 予定する外部研修等の主催者[複数回答]



## ⑧事業所内で虐待事案の届出・報告の状況

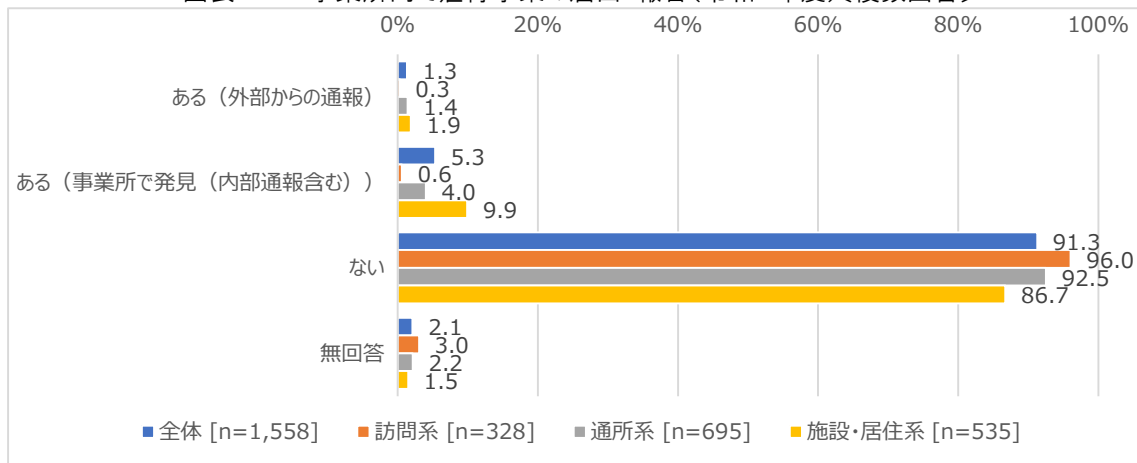
事業所内で虐待事案が発生し、届出・報告を行ったことがあるかどうかを聞いたところ、令和3年度では、「ある（事業所で発見（内部通報含む））」が4.0%、「ある（外部からの通報）」が0.5%となっている。

図表 257 事業所内で虐待事案の届出・報告(令和3年度)[複数回答]



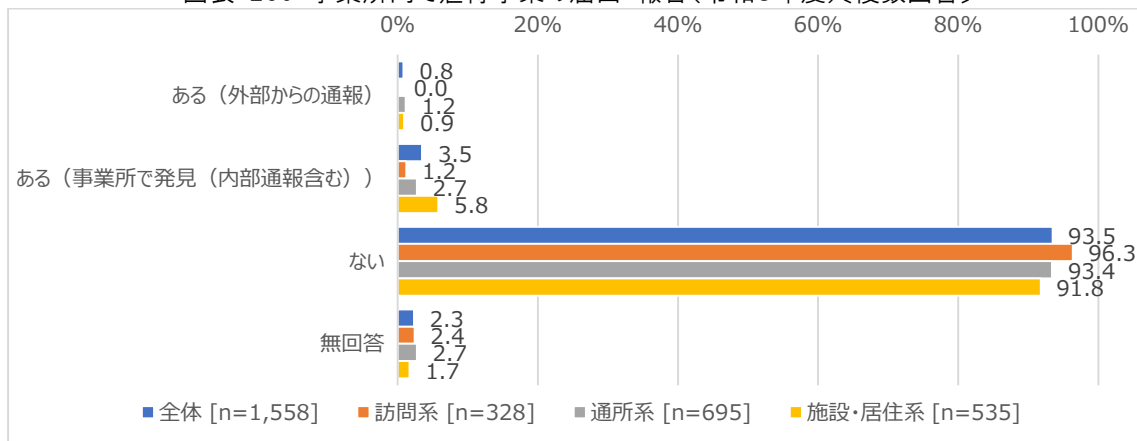
令和4年度では、「ある（事業所で発見（内部通報含む））」が5.3%、「ある（外部からの通報）」が1.3%となっている。

図表 258 事業所内で虐待事案の届出・報告(令和4年度)[複数回答]



令和5年度では、「ある（事業所で発見（内部通報含む））」が3.5%、「ある（外部からの通報）」が0.8%となっている。

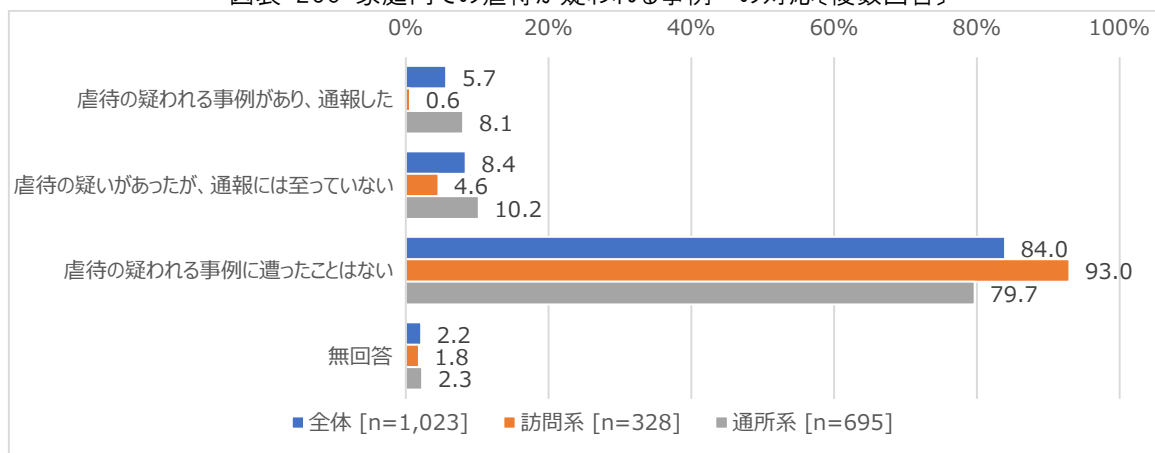
図表 259 事業所内で虐待事案の届出・報告(令和5年度)[複数回答]



## ⑨家庭内での虐待が疑われる事例への対応

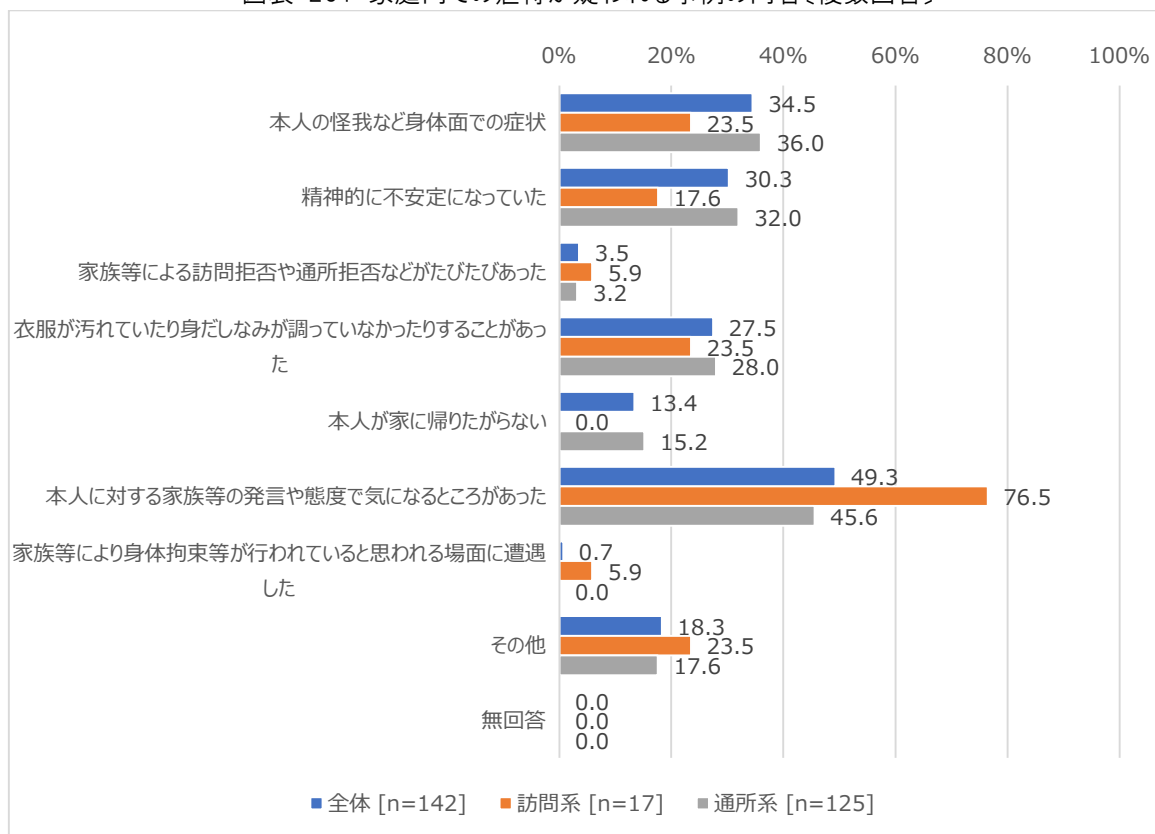
訪問系・通所系サービスの実施事業所に、令和4年4月～令和5年7月の期間で、調査対象サービス利用者の家庭内での虐待が疑われる事例への対応経験を聞いたところ、「虐待の疑われる事例があり、通報した」は5.7%となっている。

図表 260 家庭内での虐待が疑われる事例への対応〔複数回答〕



「虐待の疑われる事例があり、通報した」「虐待の疑いがあったが、通報には至っていない」と回答した事業所に、家庭内での虐待が疑われる事例の内容について聞いたところ、「本人に対する家族等の発言や態度で気になるところがあった」が49.3%、「本人の怪我など身体面での症状」が34.5%、「精神的に不安定になっていた」が30.3%等となっている。訪問系では、「本人に対する家族等の発言や態度で気になるところがあった」が多くなっている。

図表 261 家庭内での虐待が疑われる事例の内容〔複数回答〕

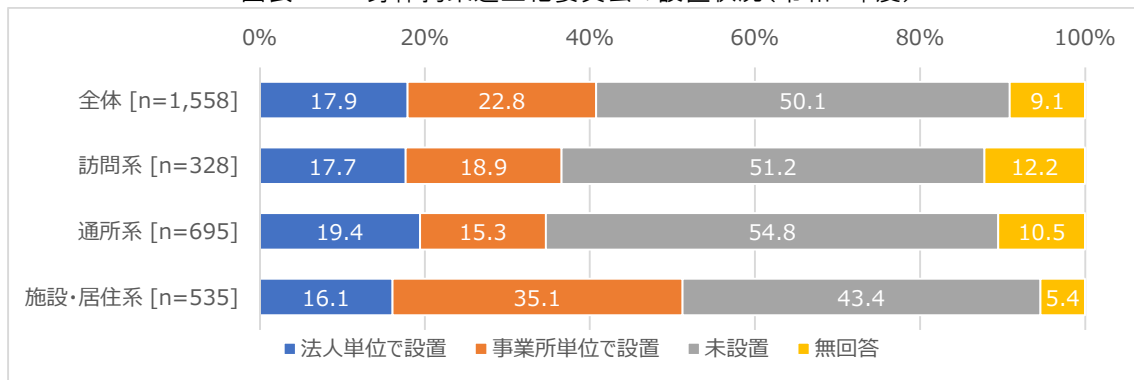


### (3) 身体拘束の適正化にむけた体制整備の取組状況について

#### ①身体拘束適正化委員会の設置状況

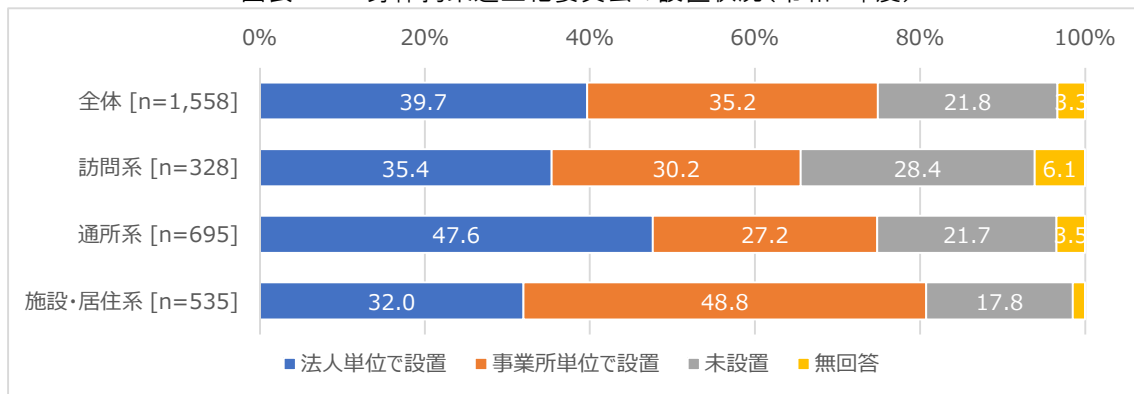
調査対象サービスにおける身体拘束適正化委員会の設置について、令和3～5年度の状況を聞いたところ、令和3年度は、「未設置」が50.1%、「事業所単位で設置」が22.8%、「法人単位で設置」が17.9%となっている。

図表 262 身体拘束適正化委員会の設置状況(令和3年度)



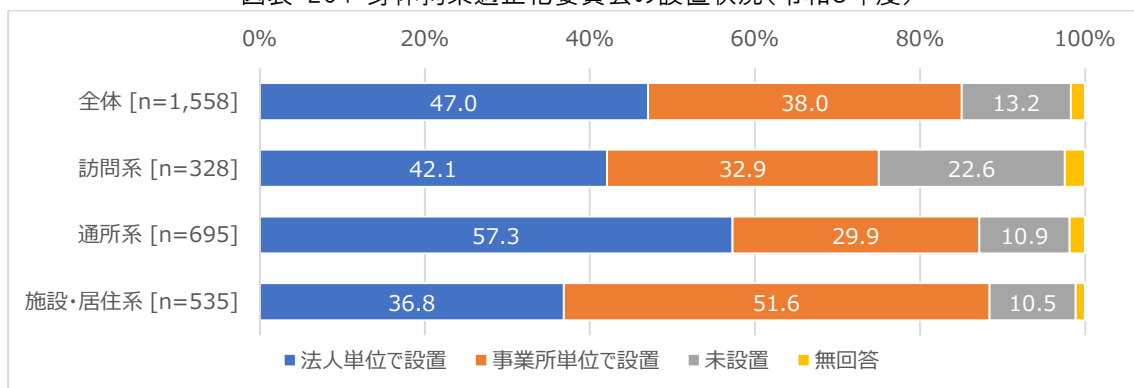
令和4年度は、「法人単位で設置」が39.7%、「事業所単位で設置」が35.2%、「未設置」が21.8%となっている。

図表 263 身体拘束適正化委員会の設置状況(令和4年度)



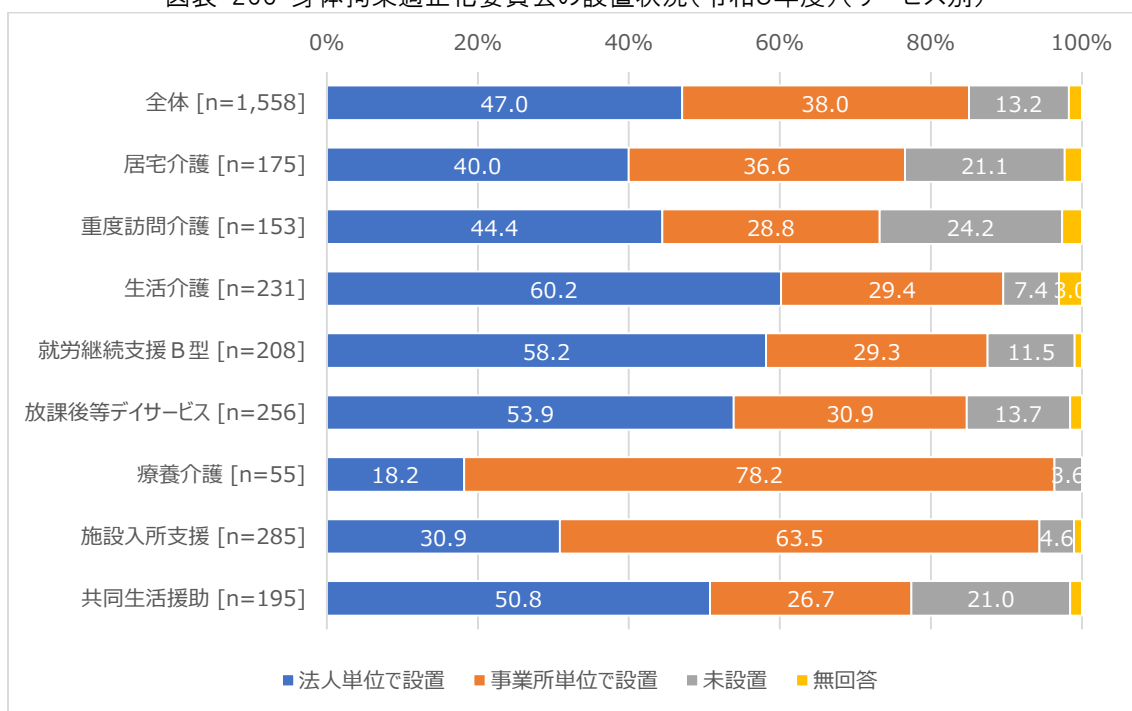
令和5年度は、「法人単位で設置」が47.0%、「事業所単位で設置」が38.0%、「未設置」が13.2%となっている。

図表 264 身体拘束適正化委員会の設置状況(令和5年度)

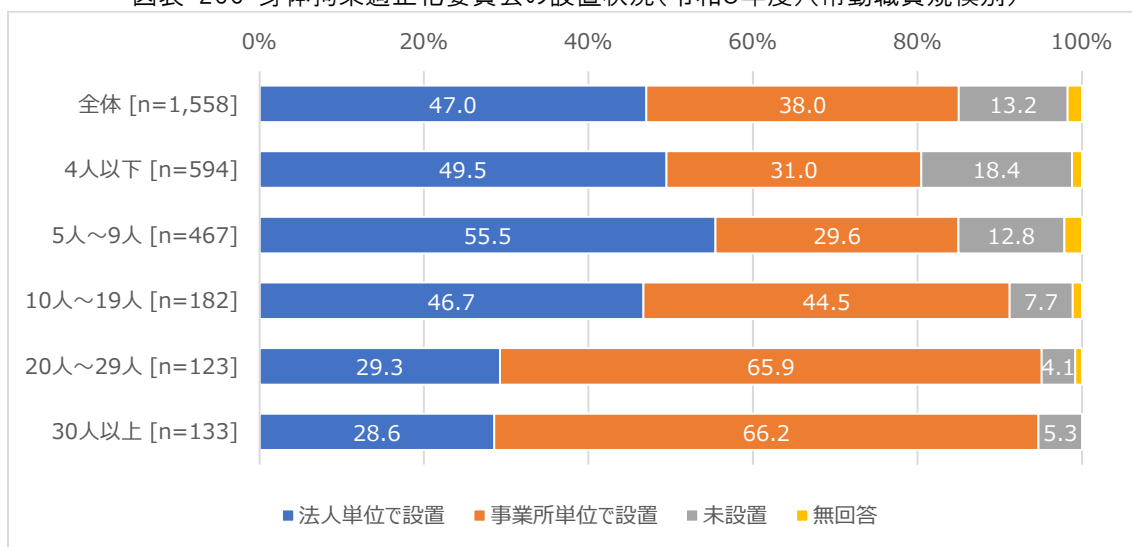


令和5年度の設置状況について、サービス別で見ると、居宅介護、重度訪問介護、共同生活援助で「未設置」が比較的多く見られる。また、サービスに従事する常勤職員の規模で見ると、規模の大きなところでは「事業所単位で設置」が多く、「未設置」は規模の小さいところで比較的多い傾向が見られる。

図表 265 身体拘束適正化委員会の設置状況(令和5年度)(サービス別)

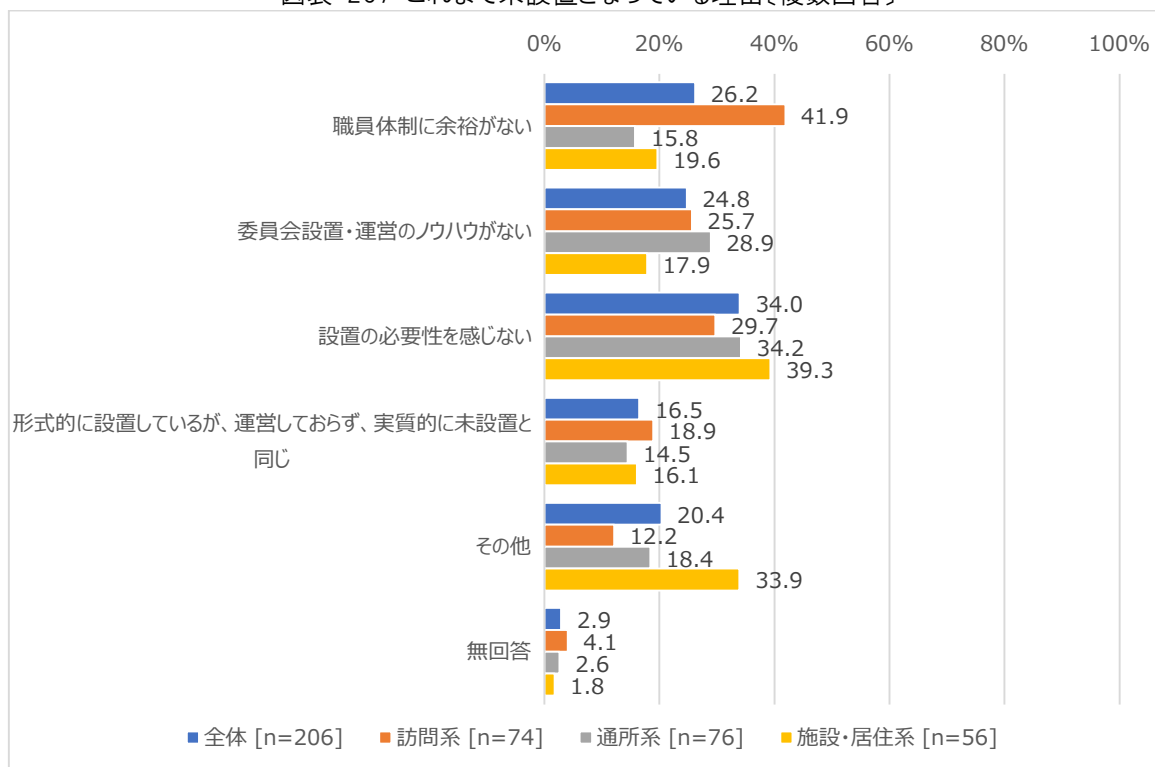


図表 266 身体拘束適正化委員会の設置状況(令和5年度)(常勤職員規模別)



令和5年度に委員会が未設置となっている事業所に、その理由を聞いたところ、「設置の必要性を感じない」が34.0%と最も多く、次いで、「職員体制に余裕がない」が26.2%、「委員会設置・運営のノウハウがない」が24.8%となっている。サービスに従事する常勤職員の規模で見ると、

図表 267 これまで未設置となっている理由〔複数回答〕



## ②身体拘束適正化委員会の状況

令和3～5年度の身体拘束適正化委員会の開催回数については、1事業所あたりの平均で、対面型の会議4.1～3.1回、オンライン会議0.5～0.3回となっている。

図表 268 身体拘束適正化委員会の開催回数(令和3年度)

(単位：回)		全体 [n=546]	訪問系 [n=99]	通所系 [n=205]	施設・居住系 [n=242]
対面型の会議	開催回数	4.1	2.5	2.9	5.6
	うち、事案発生により開催した回数	0.2	0.1	0.1	0.3
オンライン会議	開催回数	0.5	0.6	0.6	0.5
	うち、事案発生により開催した回数	0.0	0.0	0.0	0.0

図表 269 身体拘束適正化委員会の開催回数(令和4年度)

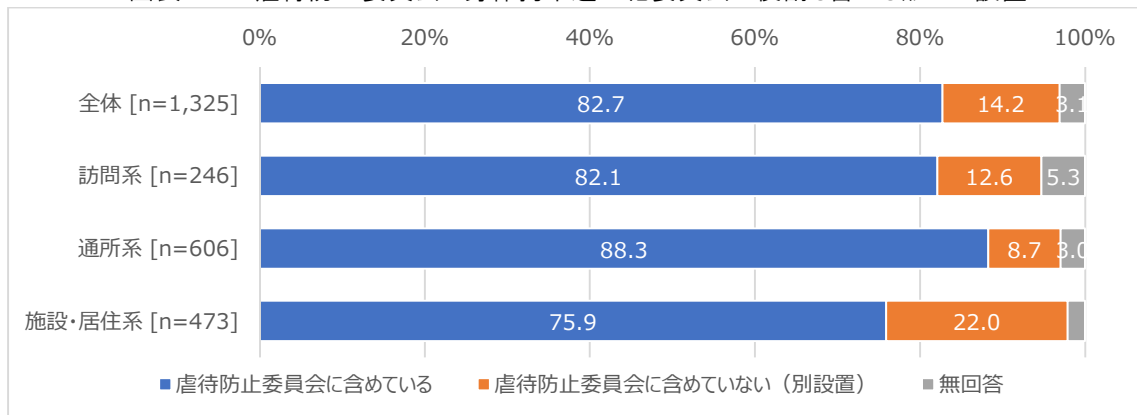
(単位：回)		全体 [n=1,089]	訪問系 [n=193]	通所系 [n=491]	施設・居住系 [n=405]
対面型の会議	開催回数	3.4	2.0	2.8	4.7
	うち、事案発生により開催した回数	0.2	0.0	0.1	0.3
オンライン会議	開催回数	0.4	0.5	0.4	0.4
	うち、事案発生により開催した回数	0.0	0.0	0.0	0.0

図表 270 身体拘束適正化委員会の開催回数(令和5年度)

(単位：回)		全体 [n=1,231]	訪問系 [n=221]	通所系 [n=563]	施設・居住系 [n=447]
対面型の会議	開催回数	3.1	1.9	2.6	4.4
	うち、事案発生により開催した回数	0.1	0.0	0.1	0.1
オンライン会議	開催回数	0.3	0.3	0.3	0.3
	うち、事案発生により開催した回数	0.0	0.0	0.0	0.0

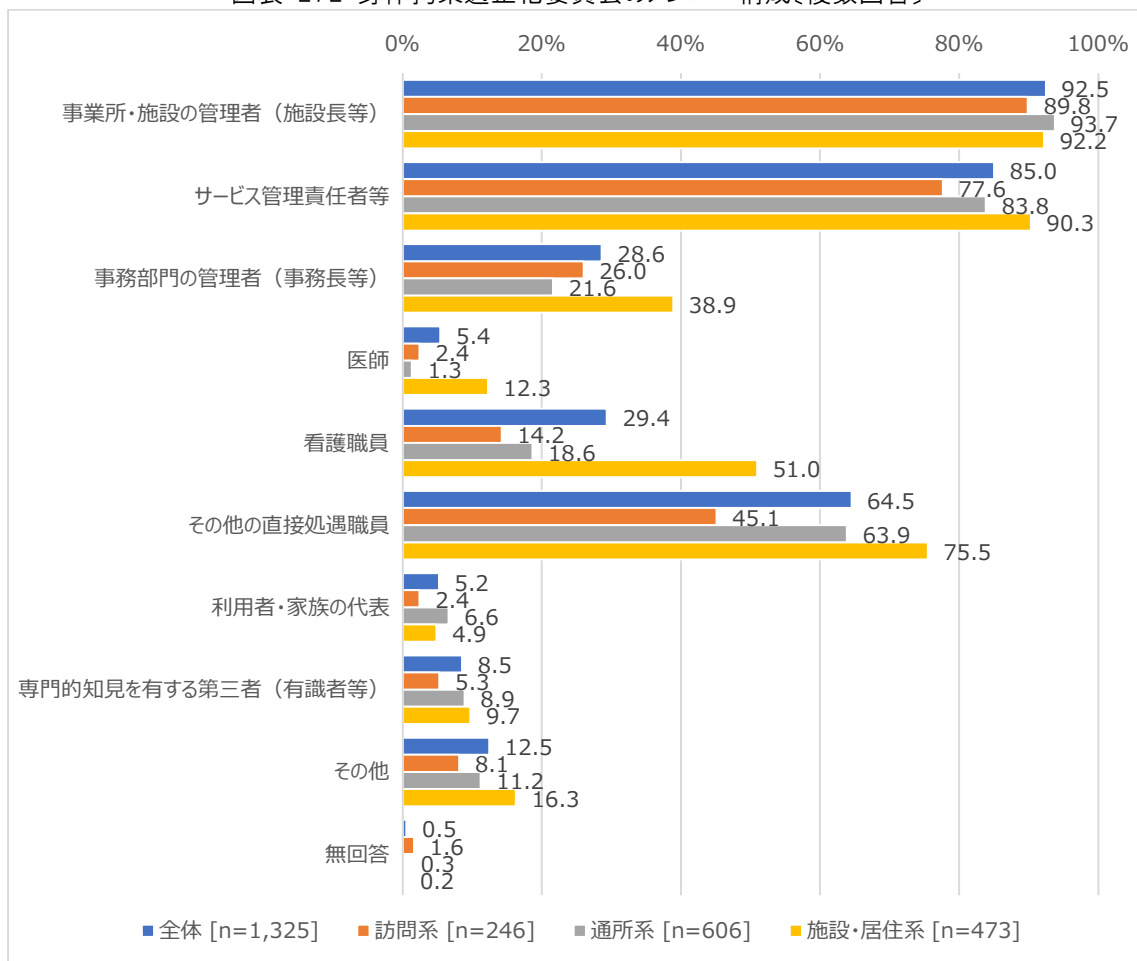
虐待防止委員会に身体拘束適正化委員会の役割も含める形での設置の有無を聞いたところ、「虐待防止委員会に含めている」が82.7%、「虐待防止委員会に含めていない（別設置）」が14.2%となっている。

図表 271 虐待防止委員会に身体拘束適正化委員会の役割も含める形での設置



身体拘束適正化委員会のメンバー構成は、「事業所・施設の管理者（施設長等）」が92.5%、「サービス管理責任者等」が85.0%、「その他の直接処遇職員」が64.5%等となっている。また、委員会の構成人数は、1事業所あたりの平均で7.5人となっている。

図表 272 身体拘束適正化委員会のメンバー構成〔複数回答〕



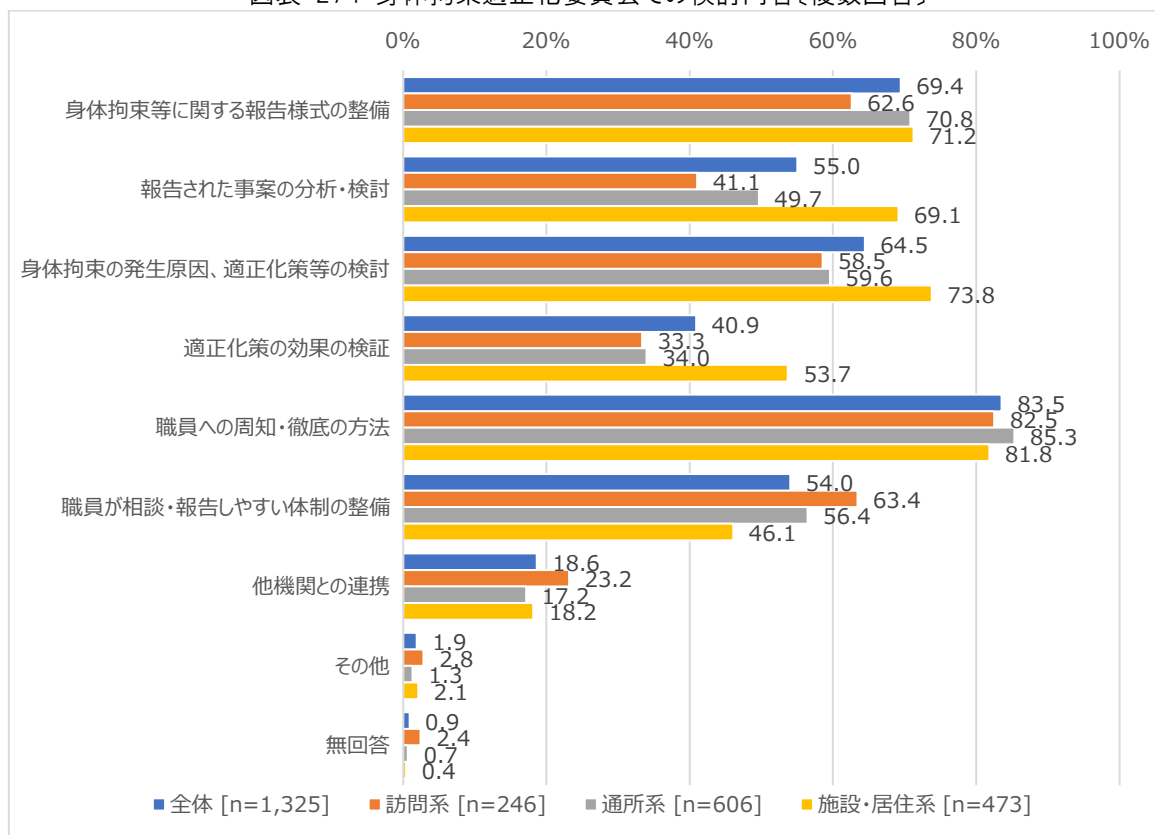
図表 273 身体拘束適正化委員会の構成人数

（単位：人）	全体 [n=1,089]	訪問系 [n=184]	通所系 [n=496]	施設・居住系 [n=409]
平均値	7.5	6.4	7.0	8.5



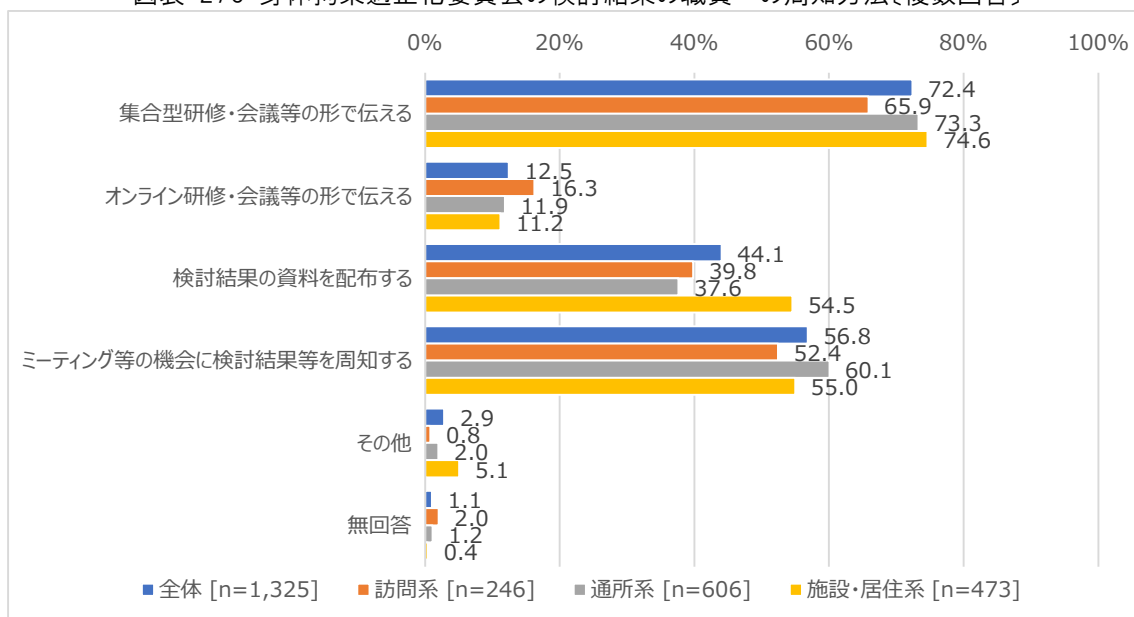
身体拘束適正化委員会での検討内容については、「職員への周知・徹底の方法」が83.5%、「身体拘束等に関する報告様式の整備」が69.4%、「身体拘束の発生原因、適正化策等の検討」が64.5%等となっている。

図表 274 身体拘束適正化委員会での検討内容〔複数回答〕



身体拘束適正化委員会の検討結果の職員への周知方法は、「集合型研修・会議等の形で伝える」が72.4%、「ミーティング等の機会に検討結果等を周知する」が56.8%、「検討結果の資料を配布する」が44.1%等となっている。

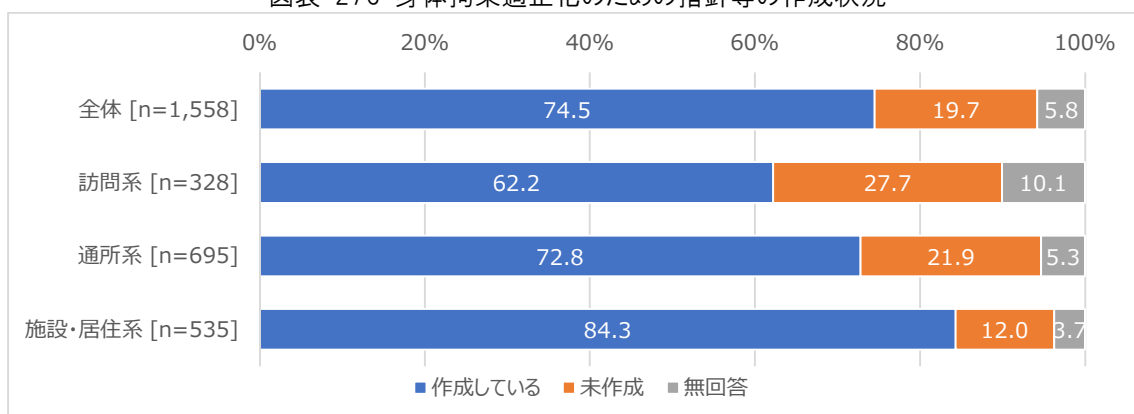
図表 275 身体拘束適正化委員会の検討結果の職員への周知方法〔複数回答〕



### ③身体拘束適正化のための指針等の作成状況

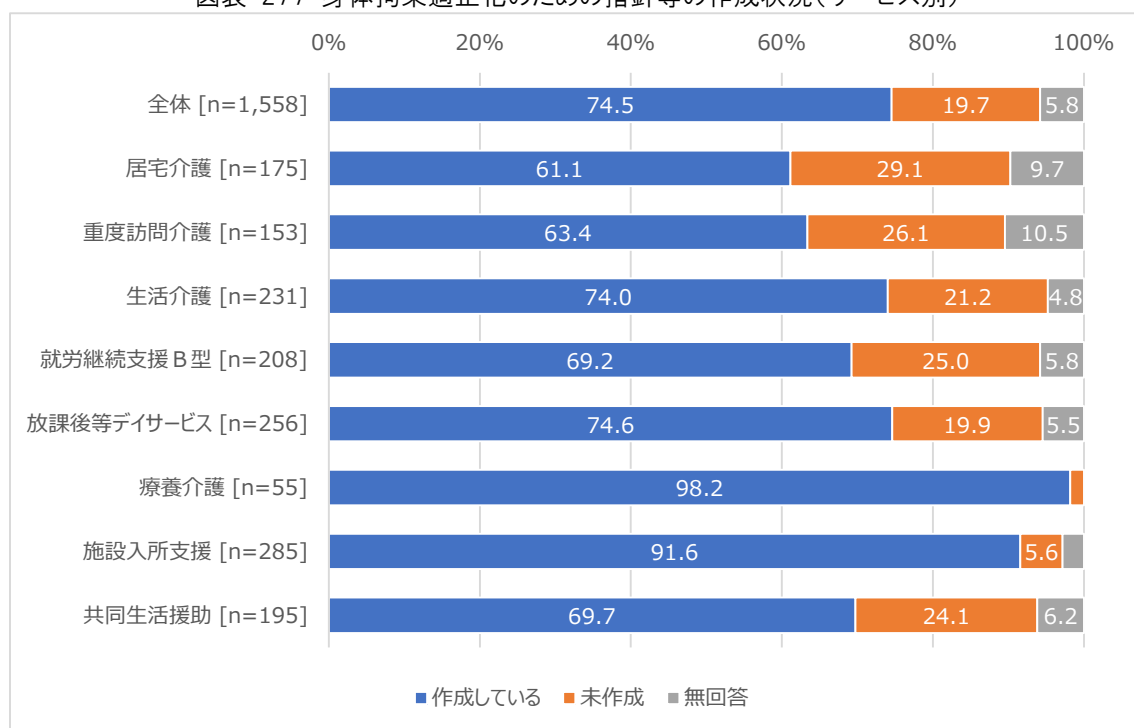
身体拘束適正化のための指針等の作成状況について聞いたところ、「作成している」が74.5%、「未作成」が19.7%となっている。

図表 276 身体拘束適正化のための指針等の作成状況

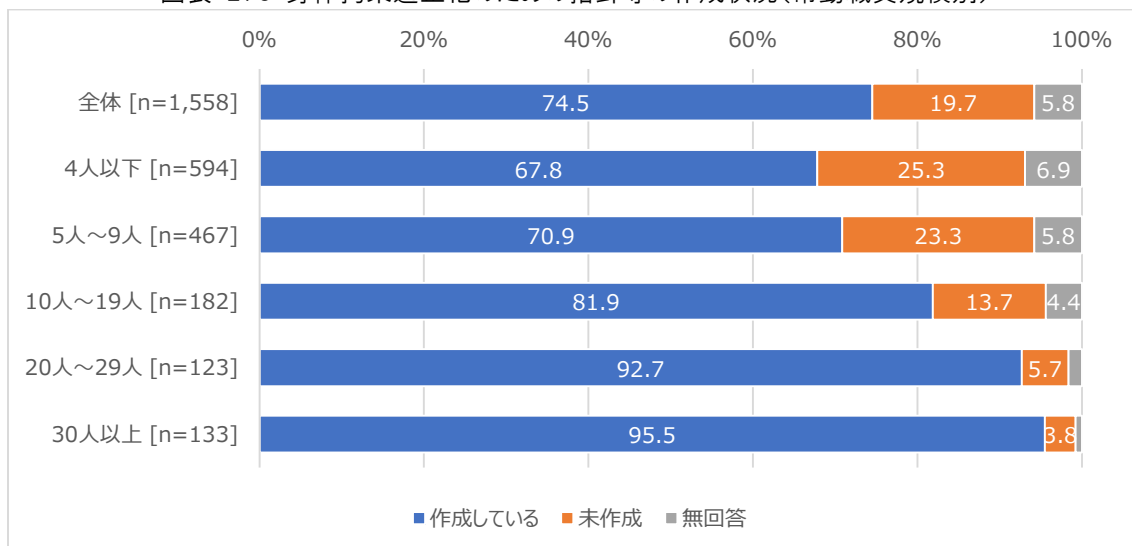


指針等の作成状況について、サービス別で見ると、療養介護、施設入所支援で「作成している」が9割を超えており、他のサービスでは6～7割となっている。サービスに従事する常勤職員の規模で見ると、規模の小さいところでは「未作成」が比較的多く見られる。

図表 277 身体拘束適正化のための指針等の作成状況(サービス別)

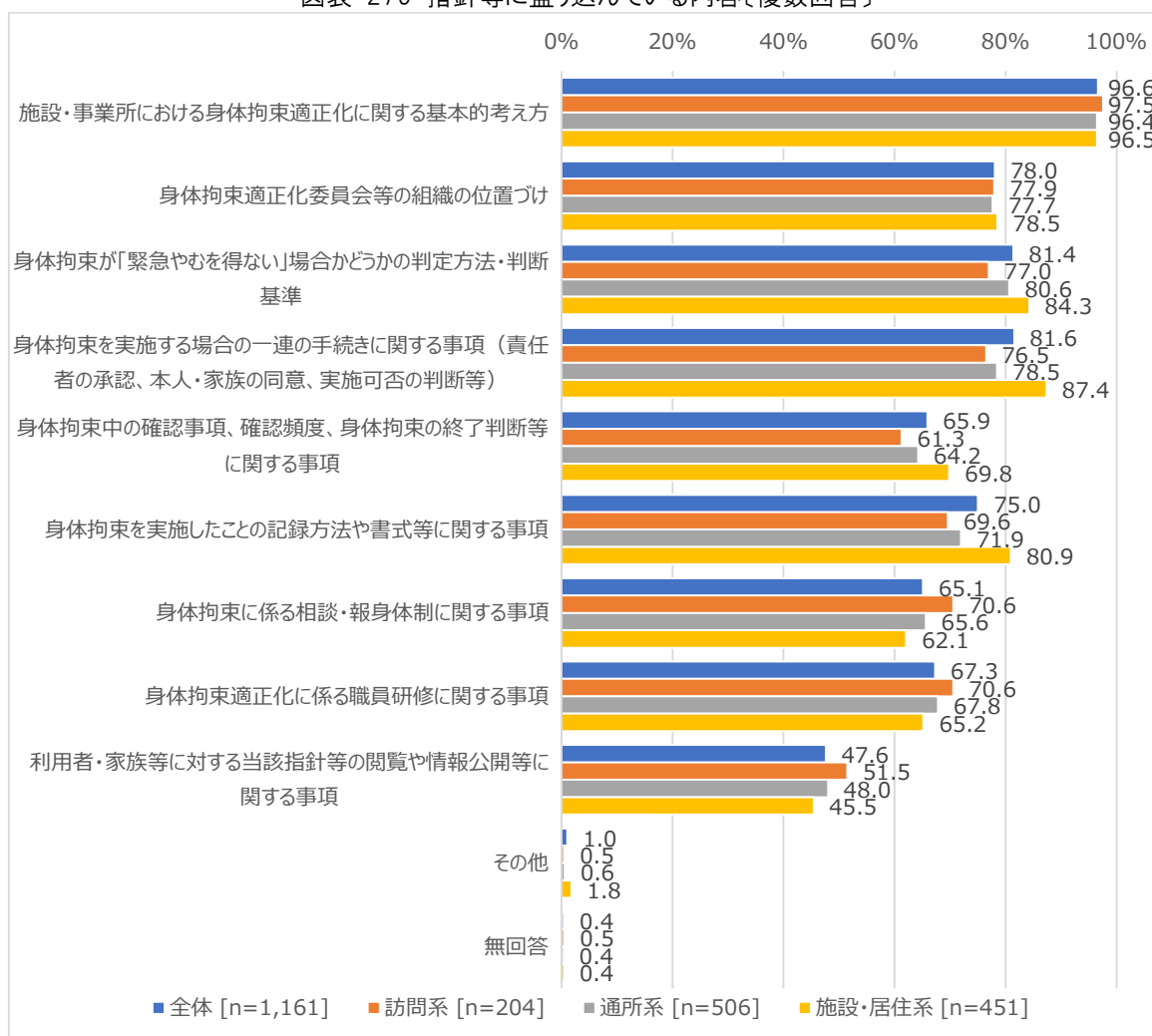


図表 278 身体拘束適正化のための指針等の作成状況(常勤職員規模別)



指針等を作成している事業所に、指針等に盛り込んでいる内容を聞いたところ、「施設・事業所における身体拘束適正化に関する基本的考え方」が96.6%、「身体拘束を実施する場合の一連の手続きに関する事項（責任者の承認、本人・家族の同意、実施可否の判断等）」が81.6%、「身体拘束が「緊急やむを得ない」場合かどうかの判定方法・判断基準」が81.4%等となっている。

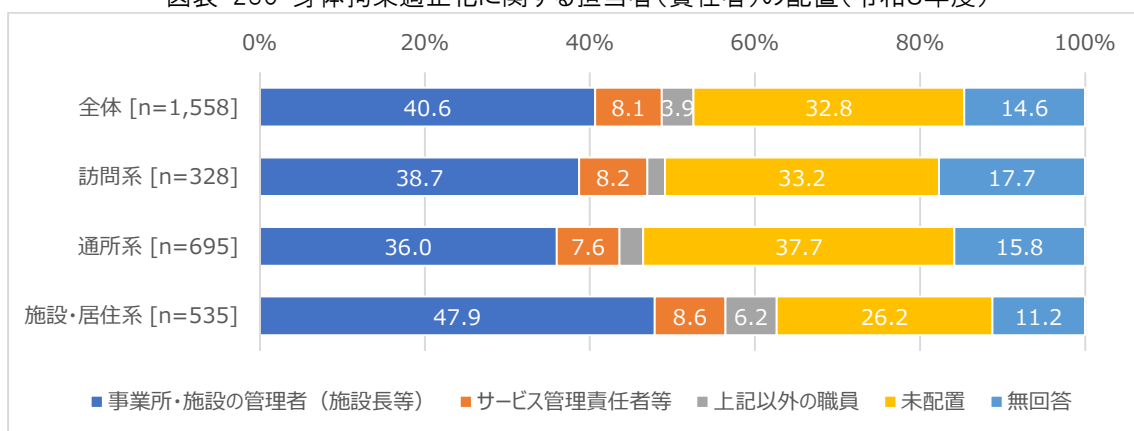
図表 279 指針等に盛り込んでいる内容[複数回答]



#### ④身体拘束適正化に関する担当者（責任者）の配置

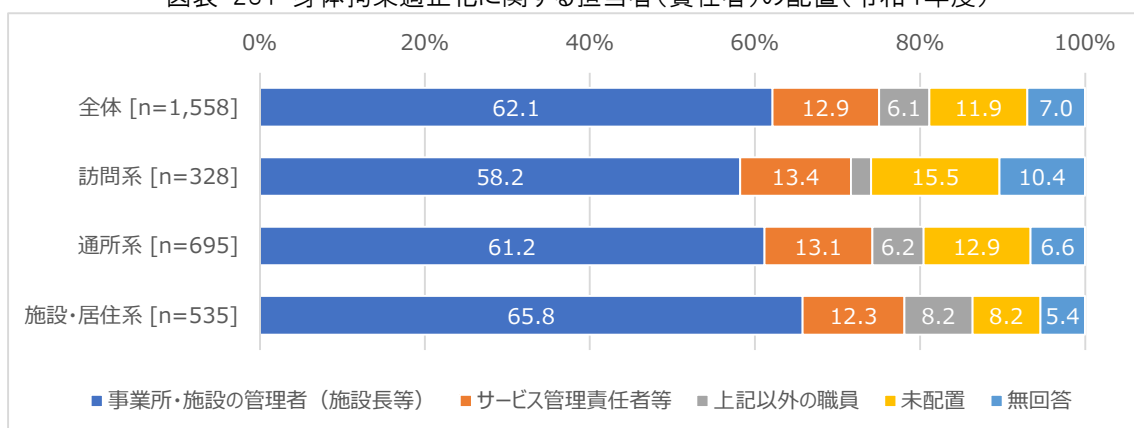
身体拘束適正化に関する担当者（責任者）の配置について聞いたところ、令和3年度は、「事業所・施設の管理者（施設長等）」が40.6%、「未配置」が32.8%となっている。

図表 280 身体拘束適正化に関する担当者(責任者)の配置(令和3年度)



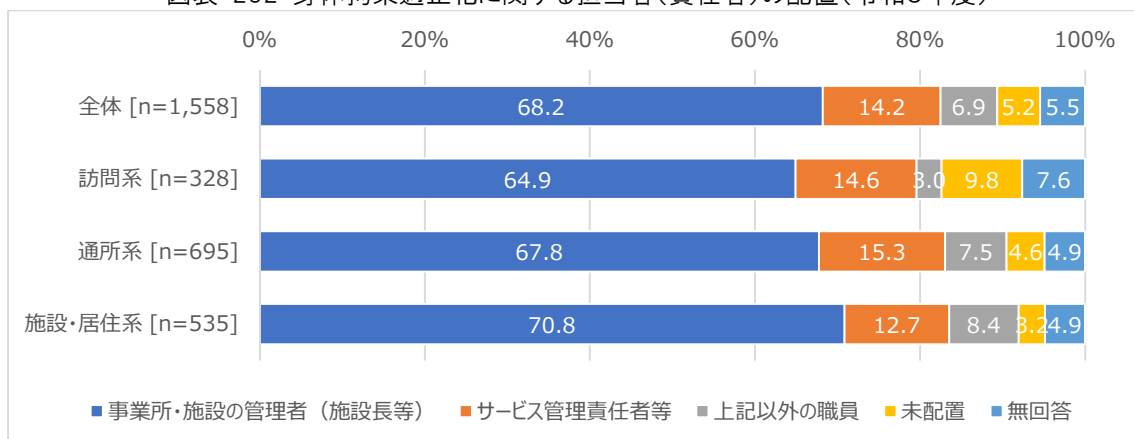
令和4年度は、「事業所・施設の管理者（施設長等）」が62.1%、「サービス管理責任者等」が12.9%、「未配置」が11.9%となっている。

図表 281 身体拘束適正化に関する担当者(責任者)の配置(令和4年度)



令和5年度は、「事業所・施設の管理者（施設長等）」が68.2%、「サービス管理責任者等」が14.2%、「上記以外の職員」が6.9%、「未配置」が5.2%となっている。

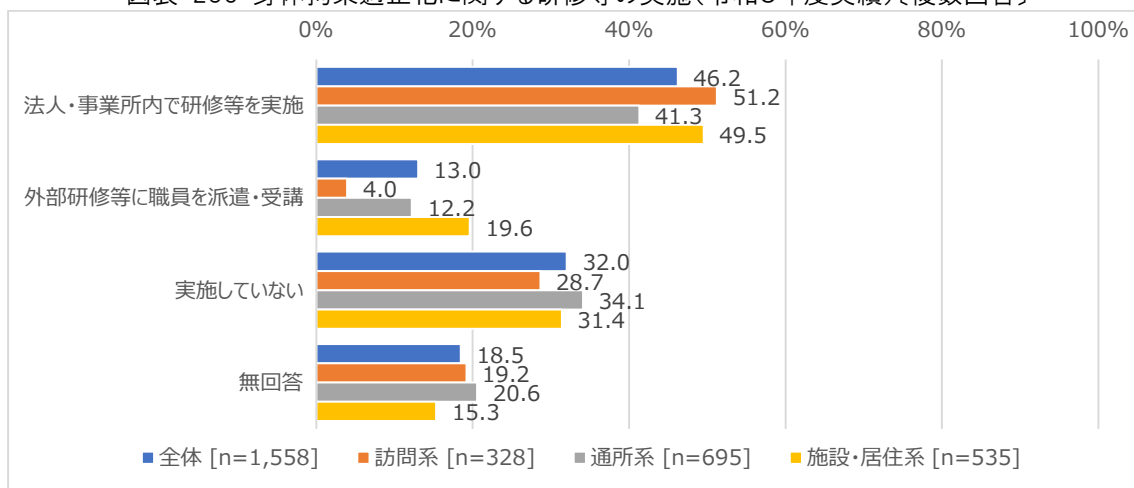
図表 282 身体拘束適正化に関する担当者(責任者)の配置(令和5年度)



## ⑤身体拘束適正化に関する研修等の実施

身体拘束適正化に関する研修等の実施について、令和3～5年度の状況を聞いたところ、令和3年度実績は、「法人・事業所内で研修等を実施」が46.2%、「外部研修等に職員を派遣・受講」が13.0%となっている。

図表 283 身体拘束適正化に関する研修等の実施(令和3年度実績)[複数回答]



研修等を実施している事業所における実施回数は、平均で法人・事業所内研修1.8回、外部研修1.4回となっている。

図表 284 身体拘束適正化に関する研修等の実施(令和3年度法人・事業所内実施回数)

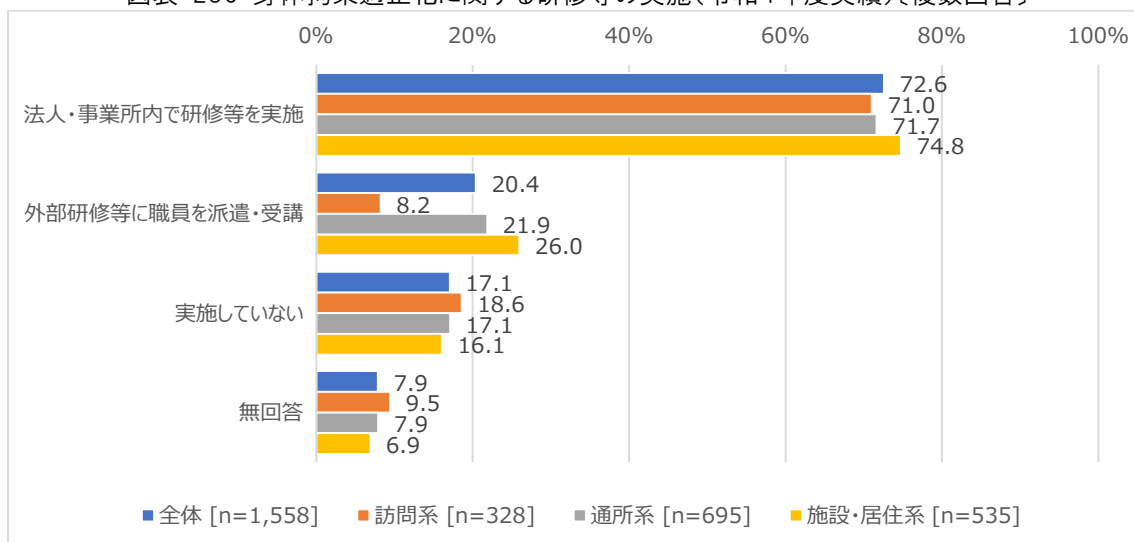
(単位:回)	全体 [n=707]	訪問系 [n=166]	通所系 [n=280]	施設・居住系 [n=261]
平均値	1.8	1.4	1.7	2.2

図表 285 身体拘束適正化に関する研修等の実施(令和3年度外部研修等実施回数)

(単位:回)	全体 [n=200]	訪問系 [n=13]	通所系 [n=85]	施設・居住系 [n=102]
平均値	1.4	1.2	1.3	1.6

令和4年度実績は、「法人・事業所内で研修等を実施」が72.6%、「外部研修等に職員を派遣・受講」が20.4%となっている。

図表 286 身体拘束適正化に関する研修等の実施(令和4年度実績)[複数回答]



研修等を実施している事業所における実施回数は、平均で法人・事業所内研修 1.9 回、外部研修 1.5 回となっている。

図表 287 身体拘束適正化に関する研修等の実施(令和4年度法人・事業所内実施回数)

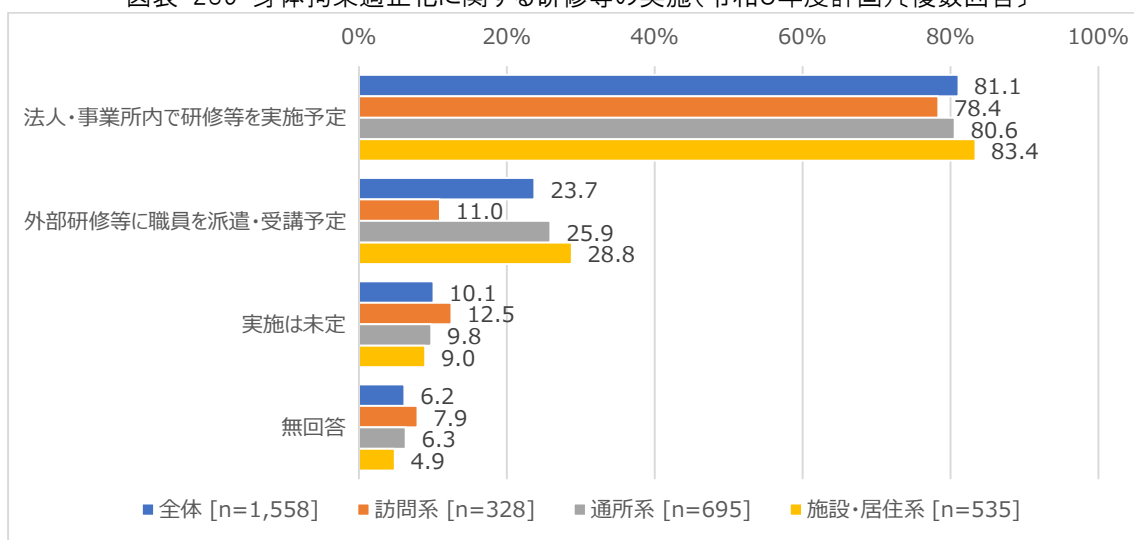
(単位:回)	全体 [n=1,113]	訪問系 [n=229]	通所系 [n=487]	施設・居住系 [n=397]
平均値	1.9	1.4	1.9	2.1

図表 288 身体拘束適正化に関する研修等の実施(令和4年度外部研修等実施回数)

(単位:回)	全体 [n=310]	訪問系 [n=26]	通所系 [n=148]	施設・居住系 [n=136]
平均値	1.5	1.2	1.3	1.7

令和5年度計画は、「法人・事業所内で研修等を実施予定」が 81.1%、「外部研修等に職員を派遣・受講予定」が 23.7%となっている。

図表 289 身体拘束適正化に関する研修等の実施(令和5年度計画)[複数回答]



研修等を計画している事業所における実施回数は、平均で法人・事業所内研修 1.8 回、外部研修 1.5 回となっている。

図表 290 身体拘束適正化に関する研修等の実施(令和5年度法人・事業所内実施回数)

(単位:回)	全体 [n=1,212]	訪問系 [n=249]	通所系 [n=533]	施設・居住系 [n=430]
平均値	1.8	1.4	1.8	2.0

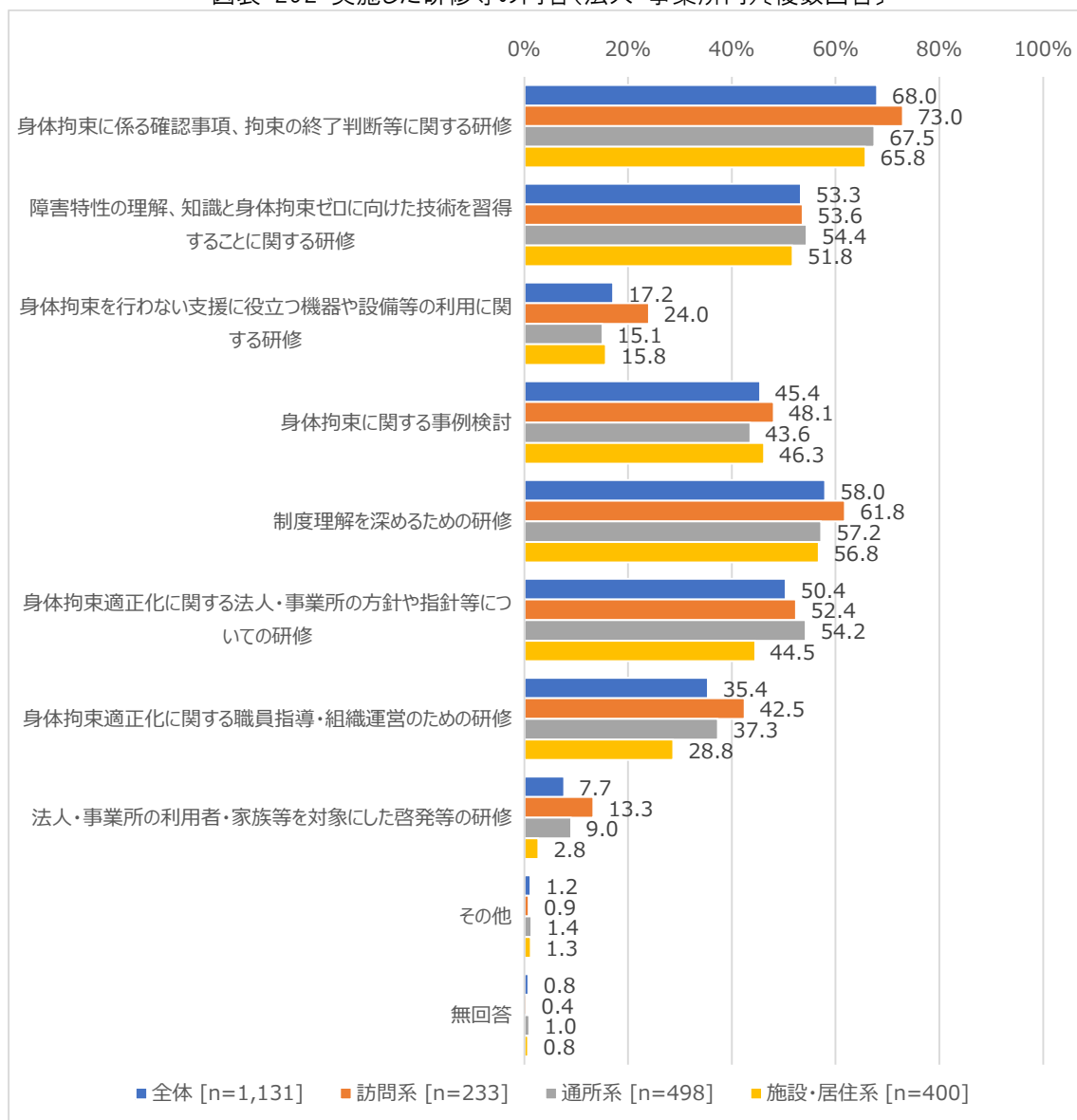
図表 291 身体拘束適正化に関する研修等の実施(令和5年度外部研修等実施回数)

(単位:回)	全体 [n=355]	訪問系 [n=33]	通所系 [n=171]	施設・居住系 [n=151]
平均値	1.5	1.3	1.3	1.7

## ⑥令和4年度に実施した研修等の概要

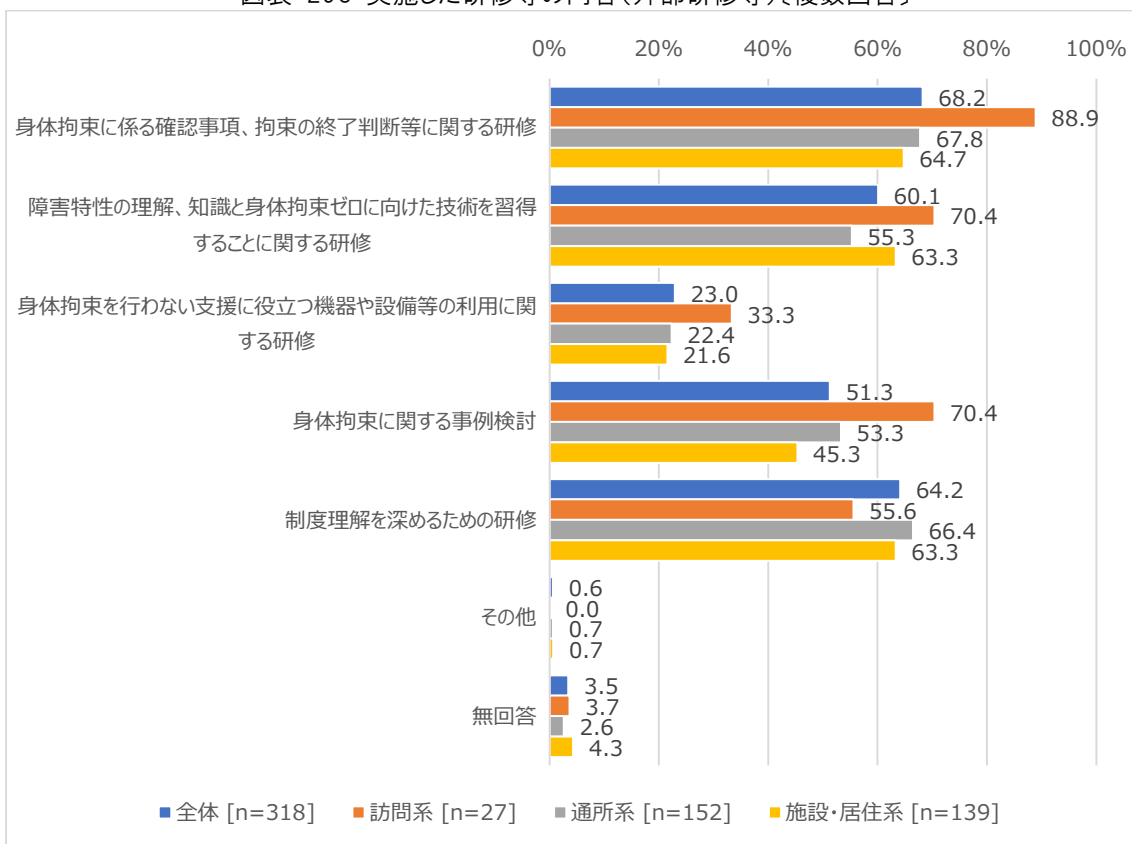
令和4年度実績で身体拘束適正化に関する研修等を実施した事業所に、実施した研修等の概要を聞いたところ、実施した研修等の内容については、法人・事業所内研修で、「身体拘束に係る確認事項、拘束の終了判断等に関する研修」が68.0%、「制度理解を深めるための研修」が58.0%等となっている。

図表 292 実施した研修等の内容(法人・事業所内)[複数回答]



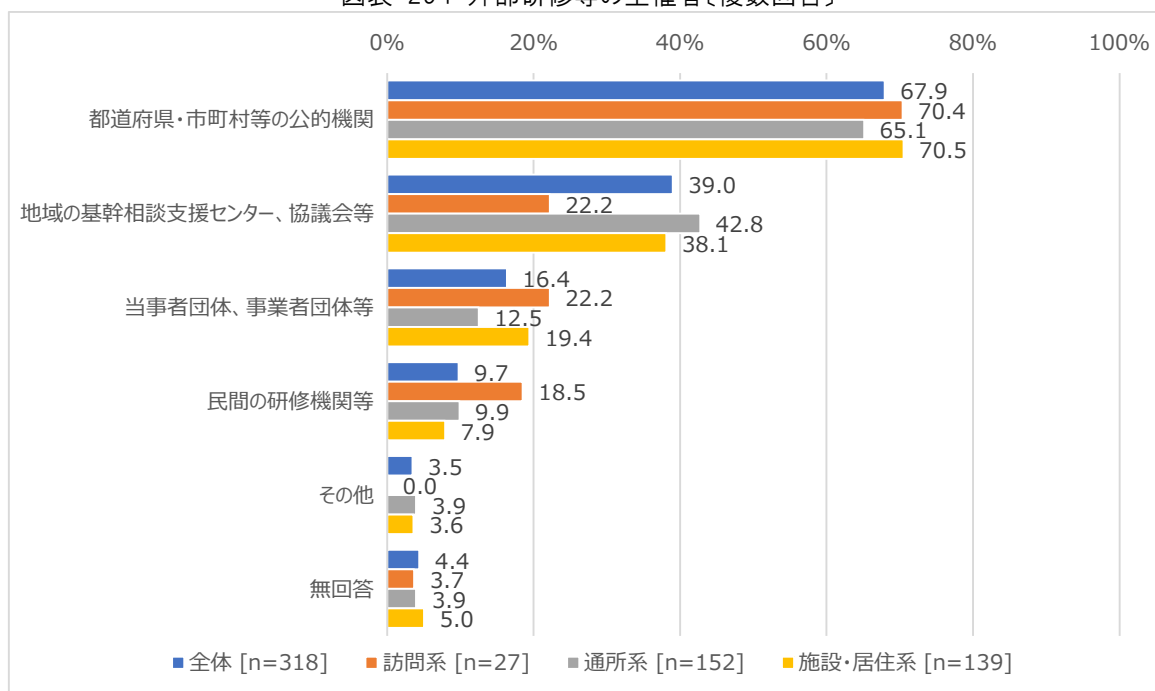
外部研修等は、「身体拘束に係る確認事項、拘束の終了判断等に関する研修」が68.2%、「制度理解を深めるための研修」が64.2%、「障害特性の理解、知識と身体拘束ゼロに向けた技術を習得することに関する研修」が60.1%等となっている。

図表 293 実施した研修等の内容(外部研修等)[複数回答]



外部研修等の主催者について聞いたところ、「都道府県・市町村等の公的機関」が67.9%、「地域の基幹相談支援センター、協議会等」が39.0%となっている。

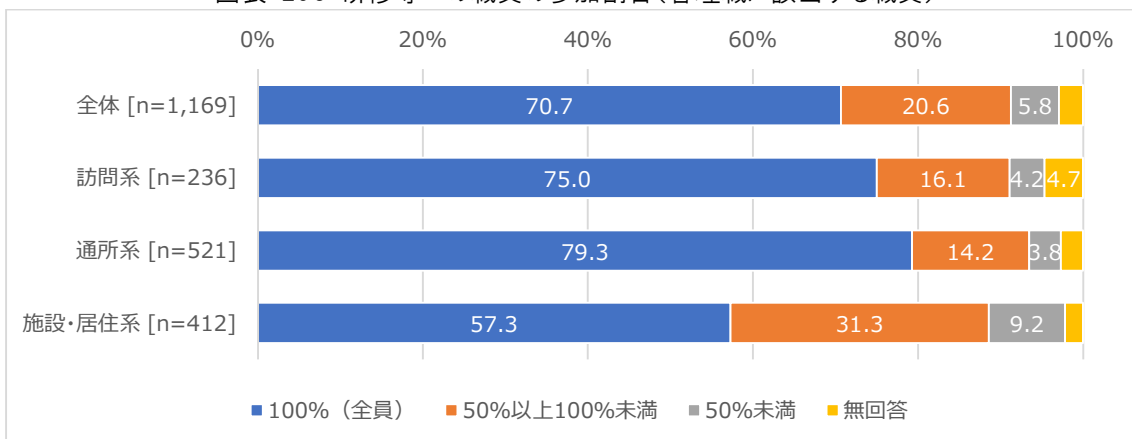
図表 294 外部研修等の主催者[複数回答]





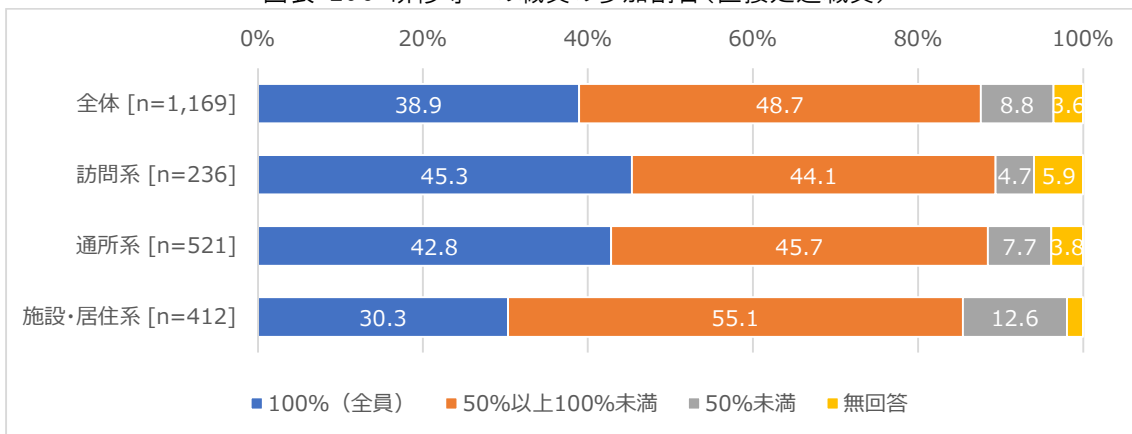
研修等への職員の参加割合については、管理職に該当する職員は、「100%（全員）」が70.7%、「50%以上100%未満」が20.6%となっている。

図表 295 研修等への職員の参加割合(管理職に該当する職員)



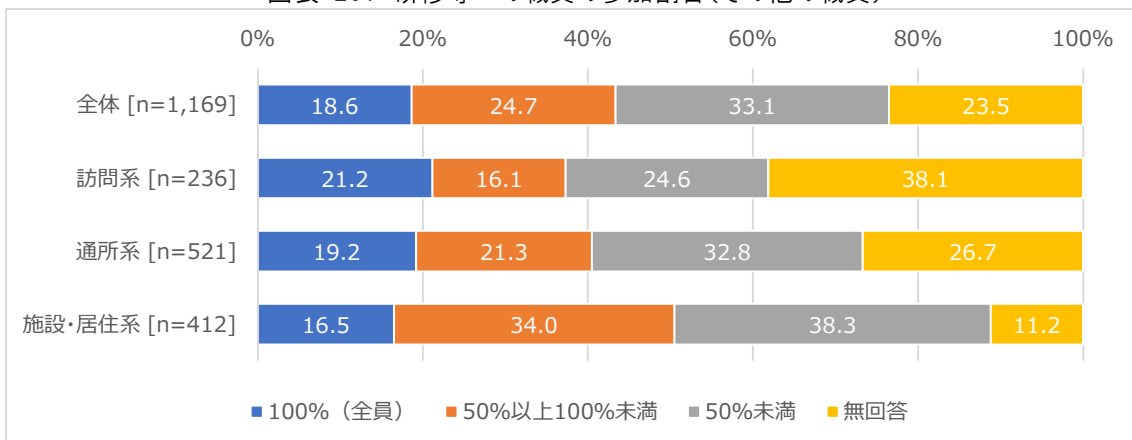
直接処遇職員は、「50%以上100%未満」が48.7%、「100%（全員）」が38.9%となっている。

図表 296 研修等への職員の参加割合(直接処遇職員)



その他の職員は、「50%未満」が33.1%、「50%以上100%未満」が24.7%となっている。

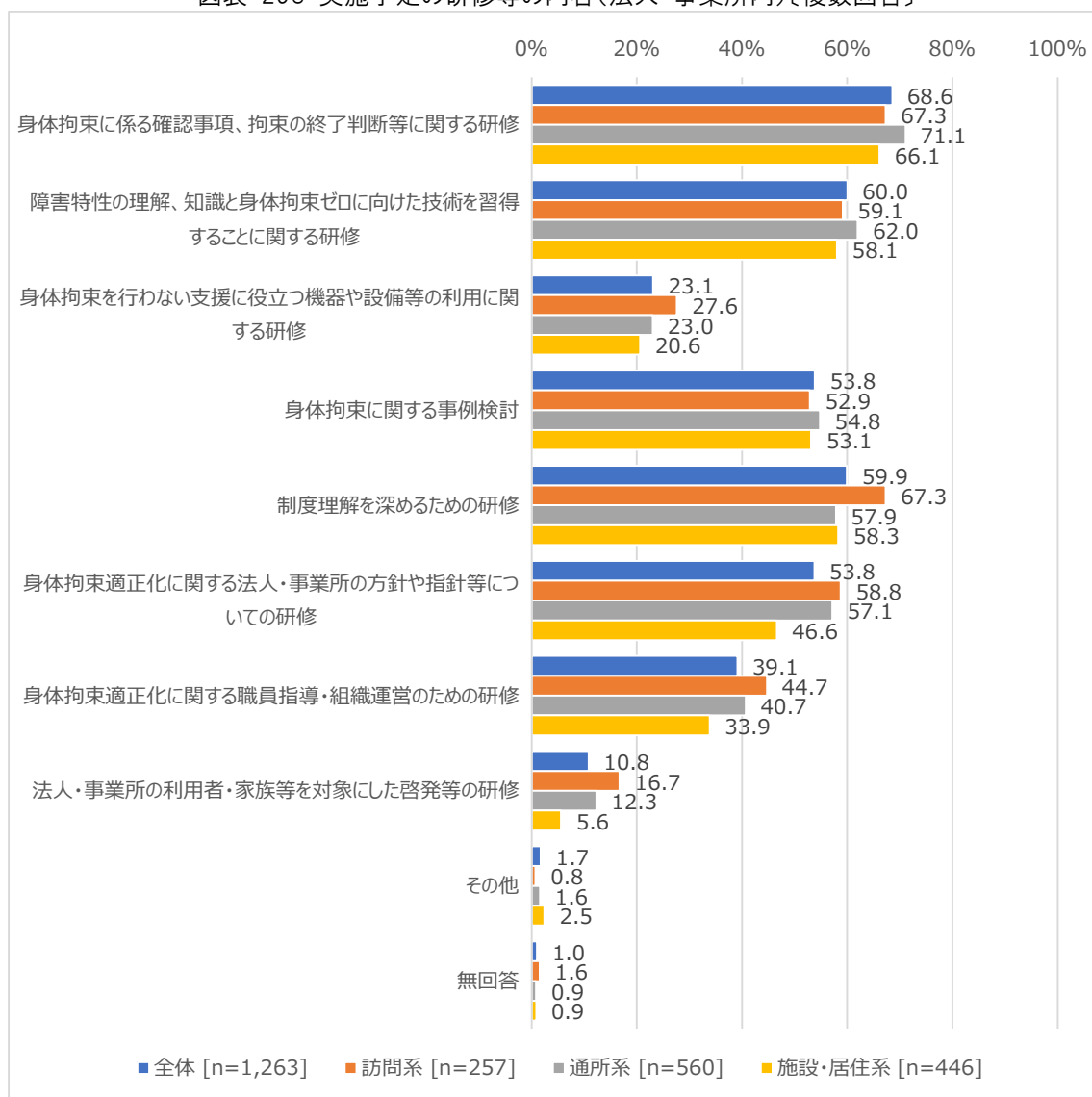
図表 297 研修等への職員の参加割合(その他の職員)



## ⑦令和5年度に実施予定の研修等の概要

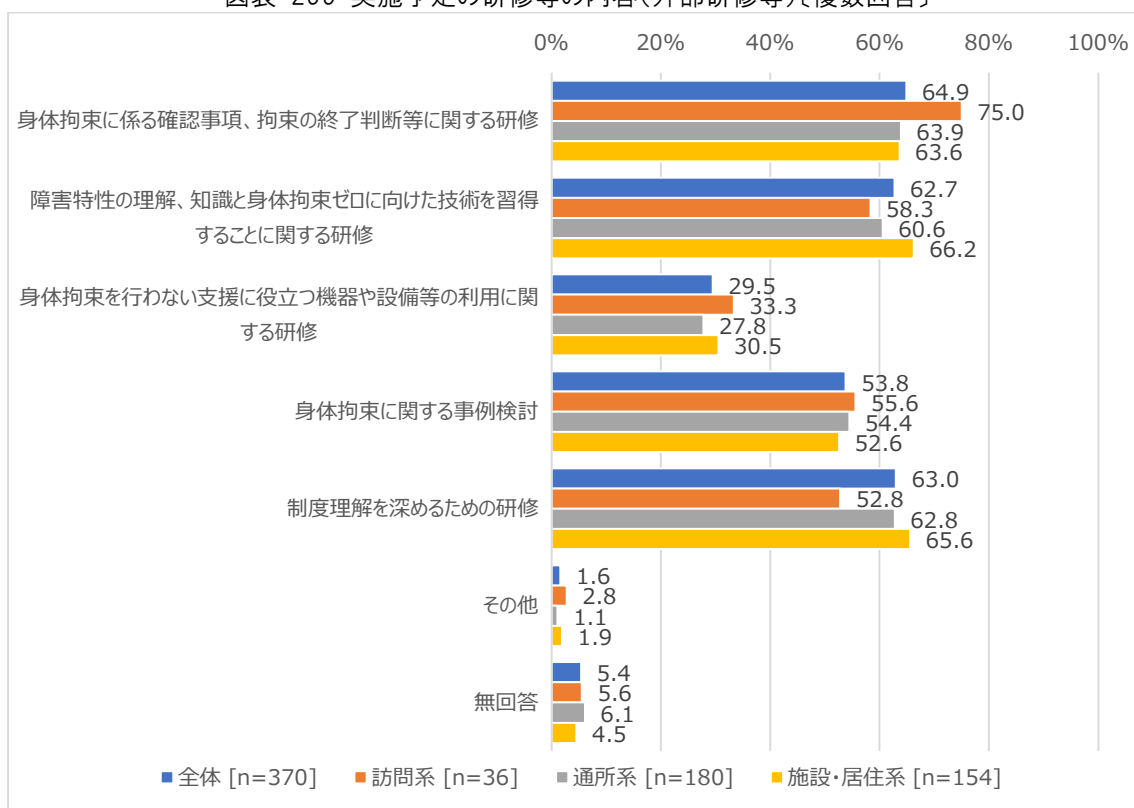
令和5年度に身体拘束適正化に関する研修等を実施予定の事業所に、実施予定の研修等の概要を聞いたところ、法人・事業所内研修については、「身体拘束に係る確認事項、拘束の終了判断等に関する研修」が68.6%、「障害特性の理解、知識と身体拘束ゼロに向けた技術を習得することに関する研修」が60.0%、「制度理解を深めるための研修」が59.9%等となっている。

図表 298 実施予定の研修等の内容(法人・事業所内)[複数回答]



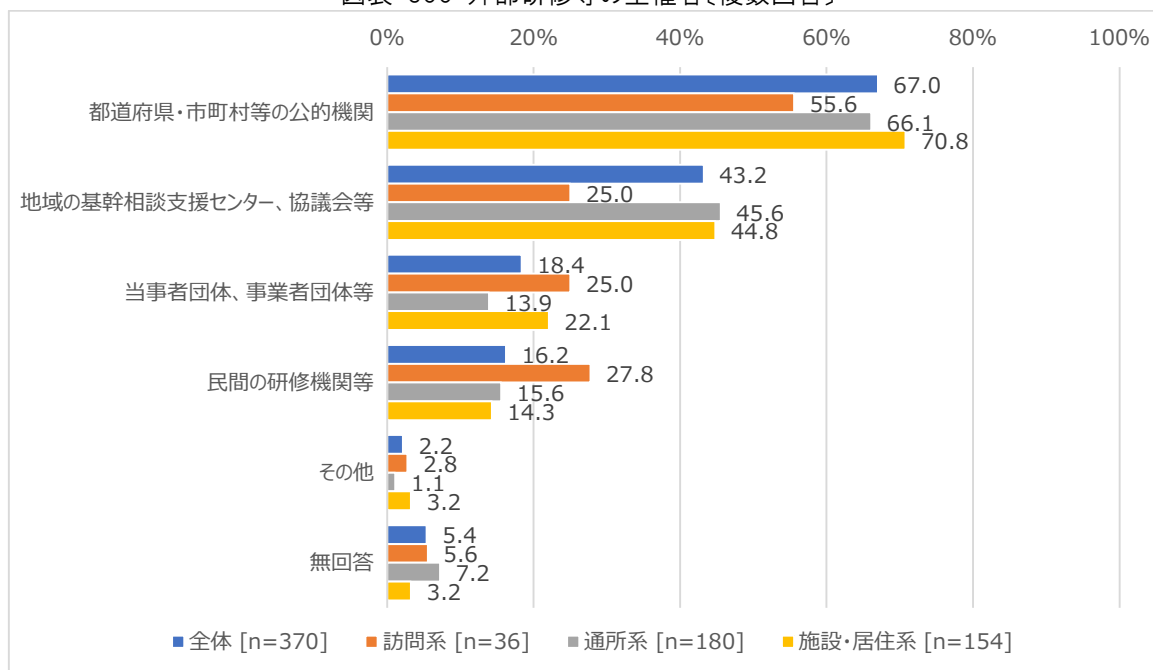
外部研修等は、「身体拘束に係る確認事項、拘束の終了判断等に関する研修」が64.9%、「制度理解を深めるための研修」が63.0%、「障害特性の理解、知識と身体拘束ゼロに向けた技術を習得することに関する研修」が62.7%等となっている。

図表 299 実施予定の研修等の内容(外部研修等)[複数回答]



外部研修等の主催者について聞いたところ、「都道府県・市町村等の公的機関」が67.0%、「地域の基幹相談支援センター、協議会等」が43.2%となっている。

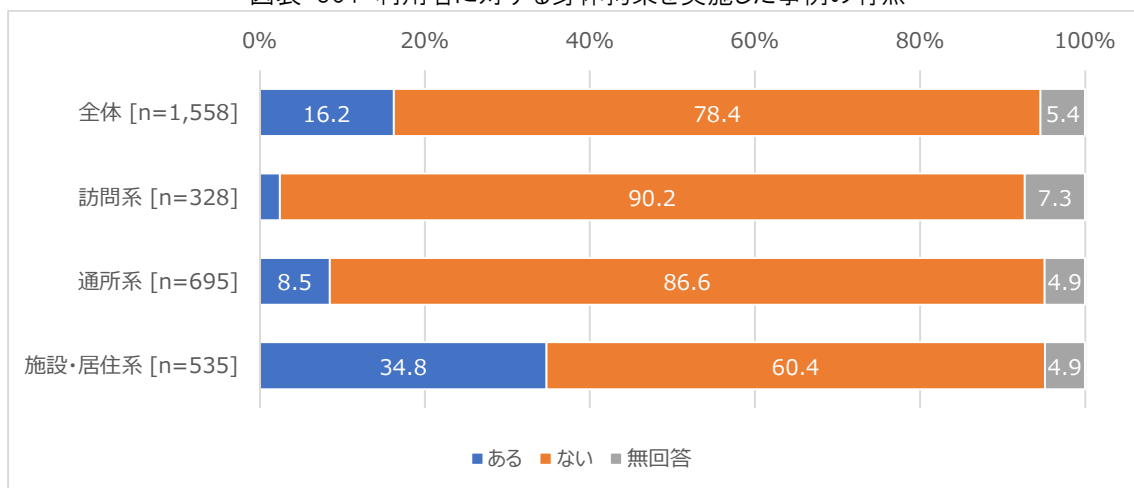
図表 300 外部研修等の主催者[複数回答]



## ⑧利用者に対する身体拘束を実施した事例

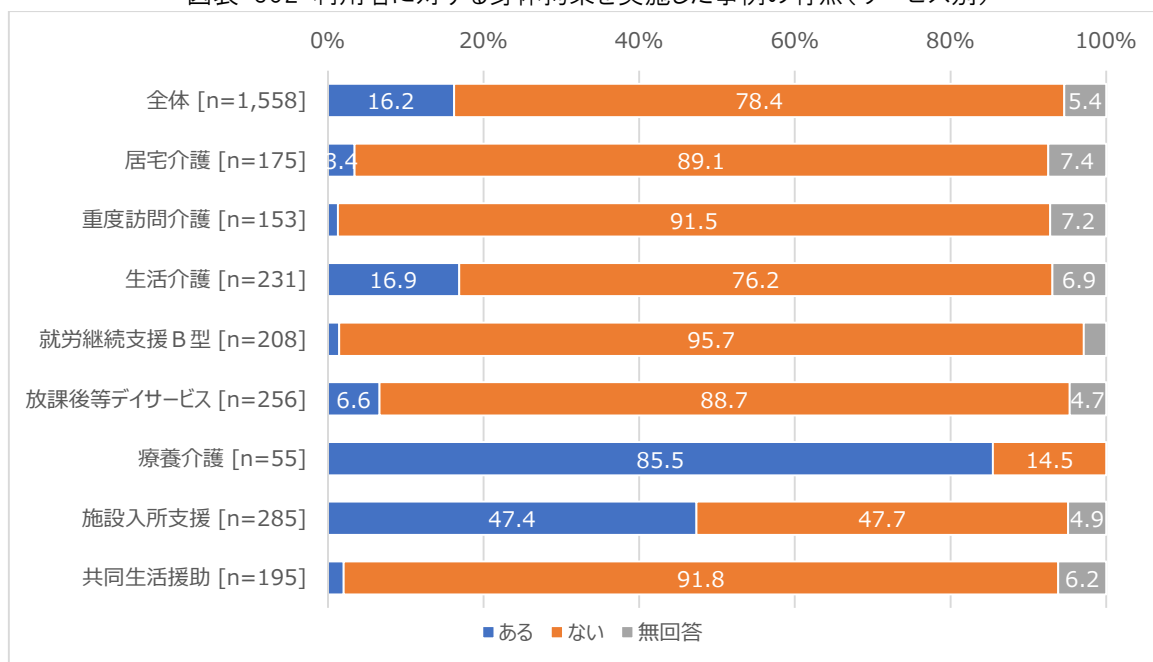
令和5年7月末の1週間で、調査対象サービスの利用者に対する身体拘束を実施した事例があるかどうかを聞いたところ、「ない」が78.4%、「ある」が16.2%となっている。サービス区分で見ると、施設・居住系で「ある」が多くなっている。

図表 301 利用者に対する身体拘束を実施した事例の有無



サービス別に、身体拘束を実施した事例の有無を見ると、療養介護で「ある」が多くなっており、9割近くの事業所が「ある」と回答している。また、施設入所支援では、ほぼ半数が「ある」と回答している。

図表 302 利用者に対する身体拘束を実施した事例の有無(サービス別)



利用者に対する身体拘束を実施した事例が「ある」と回答した事業所に、身体拘束を実施した実人数を聞いたところ、身体拘束実施事業所の平均で 12.4 人、うち、強度行動障害者・児が 2.8 人、重症心身障害者・児が 7.2 人、医療的ケアを要する者・児が 1.9 人となっている。施設・居住系で重症心身障害者・児を対象とする身体拘束事例が多くなっている。

図表 303 利用者に対する身体拘束を実施した事例

(単位：人)	全体 [n=249]	訪問系 [n=8]	通所系 [n=57]	施設・居住系 [n=184]
身体拘束を実施した実人数	12.4	1.9	3.3	15.6
うち、強度行動障害者・児	2.8	0.4	0.7	3.6
うち、重症心身障害者・児	7.2	0.6	1.1	9.3
うち、医療的ケアを要する者・児	1.9	0.6	0.5	2.4

サービス別に、身体拘束を実施した実人数を見ると、療養介護で身体拘束実施事業所の平均 45.2 人と多くなっており、うち、重症心身障害者・児が 34.5 人と多い。また、施設入所支援では、平均 5.9 人となっている。

図表 304 利用者に対する身体拘束を実施した事例(サービス別)

(単位：人)	全体 [n=249]	訪問系		通所系		
		居宅介護 [n=6]	重度訪問介護 [n=2]	生活介護 [n=37]	就労継続支援 B型 [n=3]	放課後等デイ サービス [n=17]
身体拘束を実施した実人数	12.4	2.0	1.5	3.9	2.0	2.2
うち、強度行動障害者・児	2.8	0.2	1.0	0.7	0.7	0.6
うち、重症心身障害者・児	7.2	0.8	0.0	1.3	0.0	0.8
うち、医療的ケアを要する者・児	1.9	0.8	0.0	0.8	0.0	0.1

(単位：人)	施設・居住系		
	療養介護 [n=46]	施設入所支援 [n=134]	共同生活援助 [n=4]
身体拘束を実施した実人数	45.2	5.9	1.5
うち、強度行動障害者・児	10.5	1.3	0.0
うち、重症心身障害者・児	34.5	1.0	0.8
うち、医療的ケアを要する者・児	7.1	0.9	0.0

身体拘束を実施した事例について、身体拘束の内容別に実人数、延べ日数・延べ時間数を聞いたところ、身体拘束実施事業所の平均で、「⑥車いすやいすからずり落ちたり、立ち上がったたりしないように、Y字型拘束帯や腰ベルト、車いすテーブルをつける」（実人数 4.6 人、延べ日数 27.9 日、延べ時間数 272.9 時間）、「③自分で降りられないように、ベッドを柵（サイドレール）で囲む」（実人数 4.4 人、延べ日数 29.6 日、延べ時間数 415.5 時間）、「⑩自分の意思で開けることのできない居室に隔離する」（実人数 1.5 人、延べ日数 9.5 日、延べ時間数 141.0 時間）等の身体拘束が比較的多くなっている。

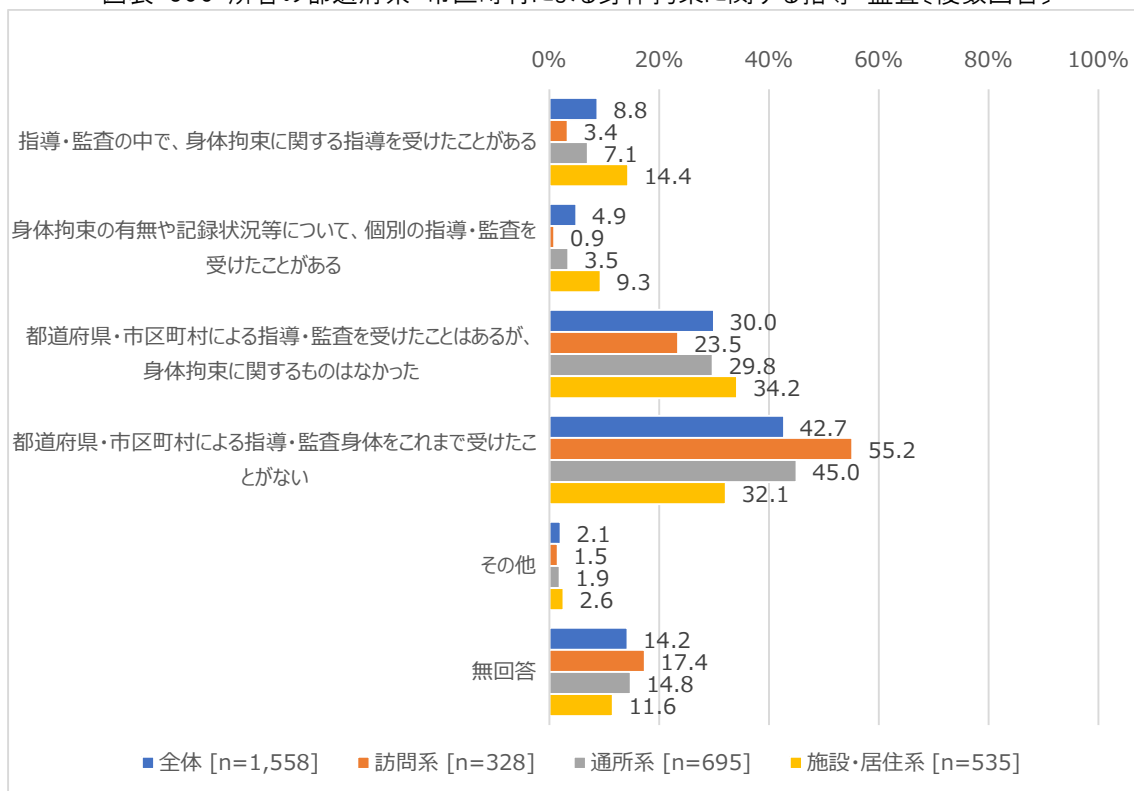
図表 305 身体拘束の実施内容

[n=233] (単位：人、日、時間)		全体	うち、強度行動障害者・児	うち、重症心身障害者・児	うち、医療的ケアを要する者・児
①徘徊しないように、車いすやいす、ベッドに体幹や四肢をひも等で縛る	実人数	0.2	0.2	0.1	0.1
	延べ日数	1.5	1.3	0.4	0.5
	延べ時間数	20.9	18.7	2.1	4.2
②転落しないように、ベッドに体幹や四肢をひも等で縛る	実人数	0.4	0.3	0.2	0.1
	延べ日数	2.8	1.9	1.1	0.8
	延べ時間数	36.9	25.5	10.1	5.5
③自分で降りられないように、ベッドを柵（サイドレール）で囲む	実人数	4.4	0.3	3.5	0.5
	延べ日数	29.6	2.2	23.6	3.2
	延べ時間数	415.5	21.6	339.1	51.4
④点滴・経管栄養等のチューブを抜かないように、四肢をひも等で縛る	実人数	0.3	0.1	0.2	0.1
	延べ日数	1.9	0.4	1.4	0.7
	延べ時間数	22.3	4.9	13.5	7.5
⑤点滴・経管栄養等のチューブを抜かないように、または皮膚をかきむしらないように、手指の機能を制限するミトン型の手袋等をつける	実人数	1.1	0.1	0.8	0.3
	延べ日数	6.9	0.8	5.0	2.1
	延べ時間数	91.9	9.3	64.3	30.0
⑥車いすやいすからずり落ちたり、立ち上がったたりしないように、Y字型拘束帯や腰ベルト、車いすテーブルをつける	実人数	4.6	0.6	2.6	0.8
	延べ日数	27.9	3.6	16.8	4.7
	延べ時間数	272.9	28.8	196.1	30.6
⑦立ち上がる能力のある人の立ち上がりを妨げるようないすを使用する	実人数	0.4	0.0	0.3	0.1
	延べ日数	1.8	0.3	1.2	0.6
	延べ時間数	7.3	1.0	5.6	1.3
⑧脱衣やおむつはずしを制限するために、介護衣（つなぎ服）を着せる	実人数	0.9	0.4	0.4	0.1
	延べ日数	5.3	2.3	2.7	0.9
	延べ時間数	94.2	37.0	49.7	13.3
⑨他人への迷惑行為を防ぐために、ベッドなどに体幹や四肢をひも等で縛る	実人数	0.1	0.1	0.0	0.0
	延べ日数	0.7	0.7	0.2	0.2
	延べ時間数	8.9	8.9	0.4	0.9
⑩行動を落ち着かせるために、向精神薬を過剰に服用させる	実人数	0.0	0.0	0.0	0.0
	延べ日数	0.3	0.1	0.1	0.0
	延べ時間数	1.5	1.0	0.4	0.1
⑪自分の意思で開けることのできない居室に隔離する	延べ日数	9.5	6.4	3.0	0.9
	延べ時間数	141.0	90.1	48.3	10.5
	実人数	1.5	1.0	0.4	0.1
⑫頭を柱に強くぶつける、自らの体を激しく傷つけるなどの自傷を一時的に職員の体で制止する	延べ日数	0.9	0.7	0.2	0.1
	延べ時間数	0.2	0.2	0.0	0.0
⑬周囲の人に対して殴る、噛み付く、蹴る、つばをかける、髪を引っ張る等の他害を一時的に職員の体で制止する	延べ日数	1.0	0.7	0.2	0.0
	延べ時間数	0.0	0.0	0.0	0.0
⑭公道等に急に飛び出したとき、あるいは飛び出さないように職員の体で制止する	延べ日数	0.1	0.1	0.0	0.0
	延べ時間数	0.0	0.0	0.0	0.0
⑮その他	延べ日数	6.0	2.1	2.2	0.8
	延べ時間数	85.2	39.2	36.4	13.7
	実人数	1.0	0.3	0.3	0.1

## ⑨所管の都道府県・市区町村による身体拘束に関する指導・監査

所管の都道府県・市区町村による身体拘束に関する指導・監査の経験について聞いたところ、「都道府県・市区町村による指導・監査身体をこれまで受けたことがない」が42.7%、「都道府県・市区町村による指導・監査を受けたことはあるが、身体拘束に関するものはなかった」が30.0%となっている。「指導・監査の中で、身体拘束に関する指導を受けたことがある」は8.8%、「身体拘束の有無や記録状況等について、個別の指導・監査を受けたことがある」は4.9%となっている。

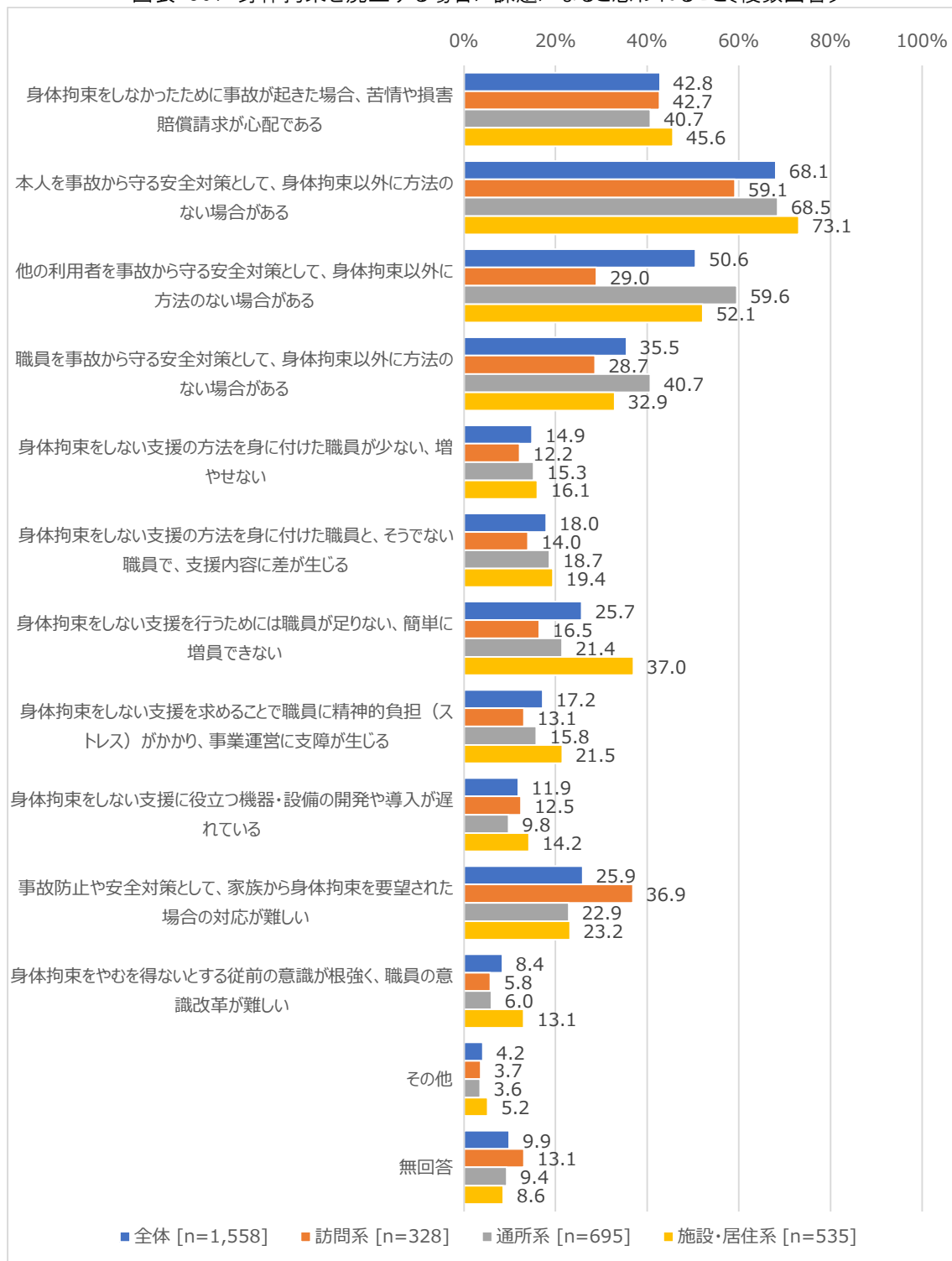
図表 306 所管の都道府県・市区町村による身体拘束に関する指導・監査〔複数回答〕



## ⑩身体拘束を廃止する場合に課題になると思われること

身体拘束を廃止する場合に課題になると思われることとしては、「本人を事故から守る安全対策として、身体拘束以外に方法のない場合がある」が68.1%と最も多く、次いで、「他の利用者を事故から守る安全対策として、身体拘束以外に方法のない場合がある」が50.6%、「身体拘束をしなかったために事故が起きた場合、苦情や損害賠償請求が心配である」が42.8%となっている。

図表 307 身体拘束を廃止する場合に課題になると思われること〔複数回答〕

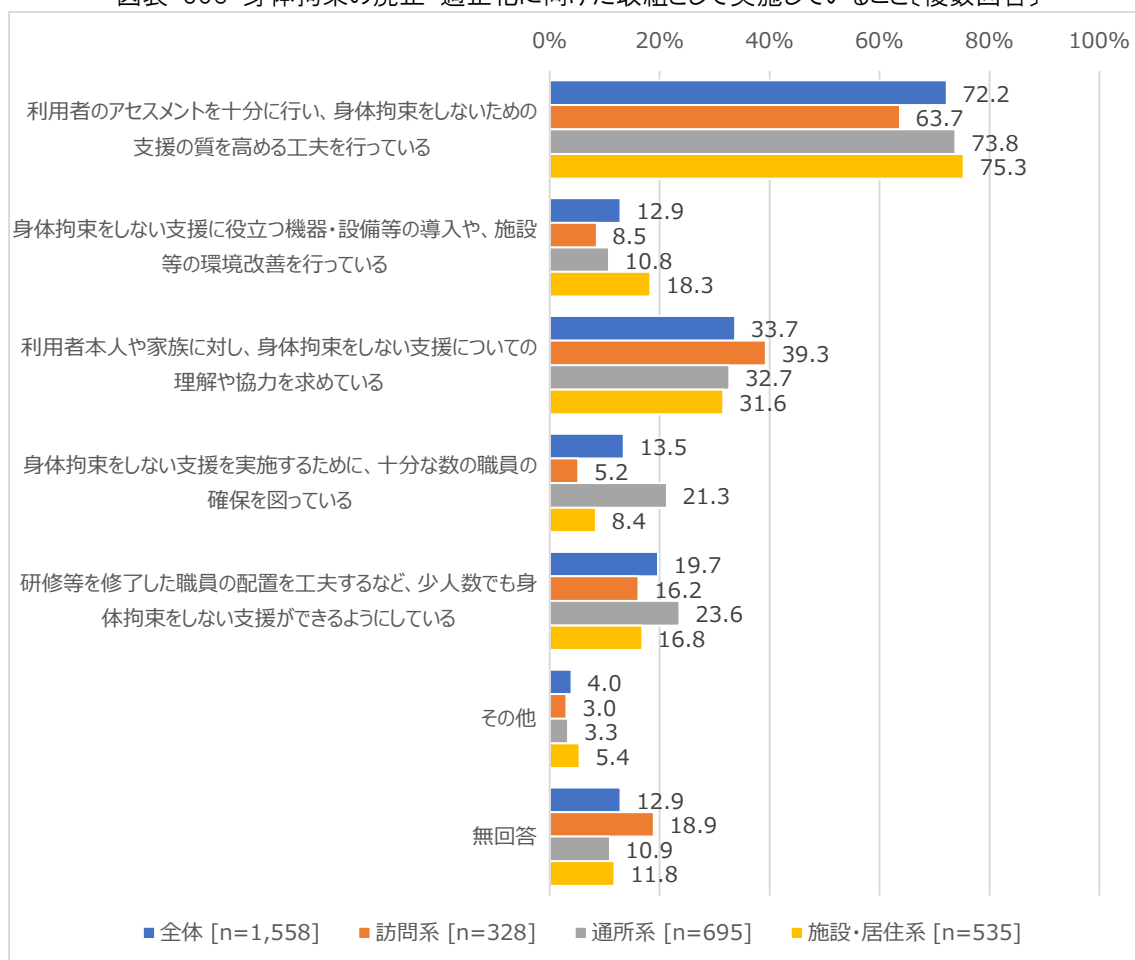




## ⑪身体拘束の廃止・適正化に向けた取組として実施していること

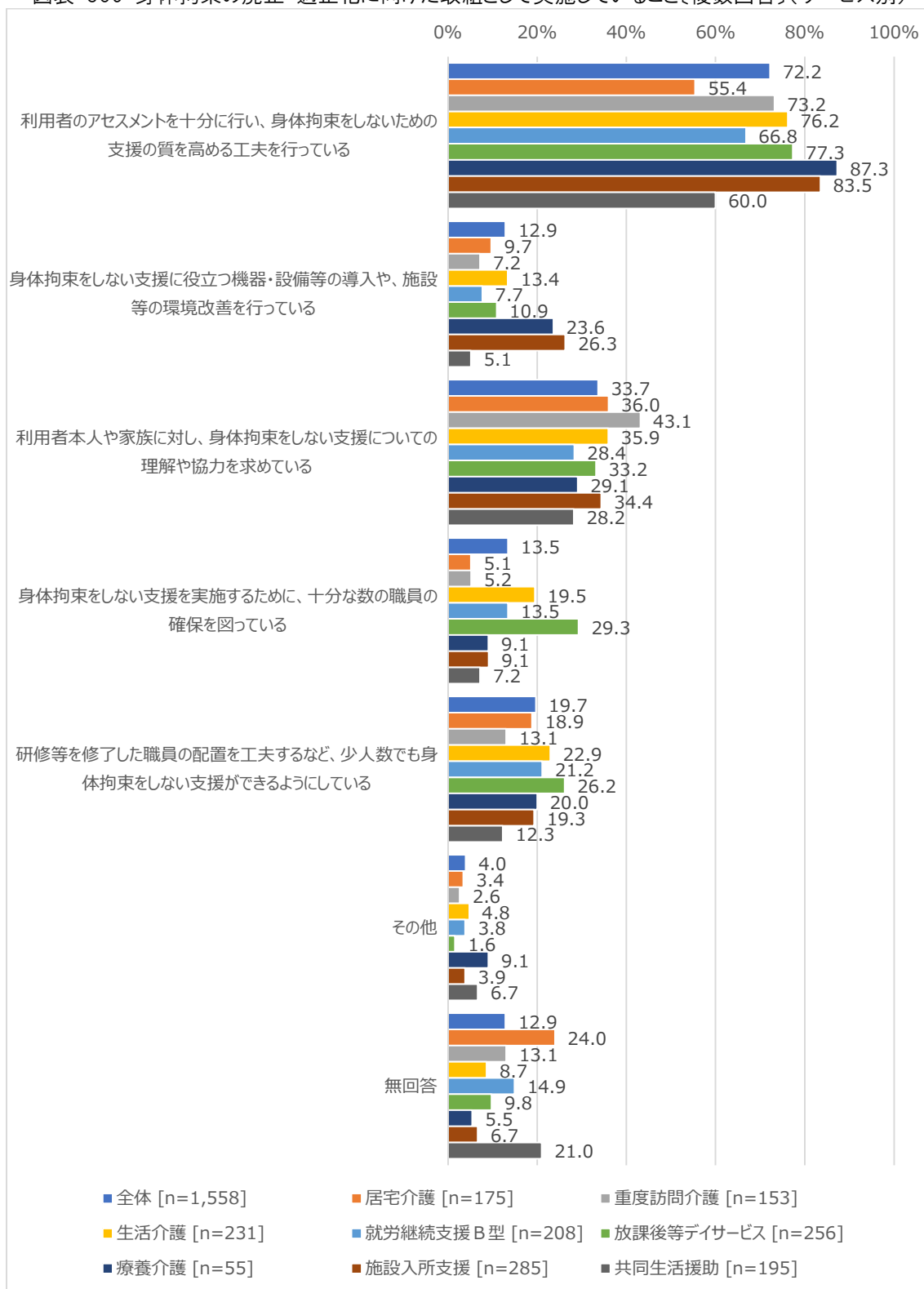
身体拘束の廃止・適正化に向けた取組として実施していることとしては、「利用者のアセスメントを十分に行い、身体拘束をしないための支援の質を高める工夫を行っている」が72.2%と多くなっており、次いで、「利用者本人や家族に対し、身体拘束をしない支援についての理解や協力を求めている」が33.7%となっている。

図表 308 身体拘束の廃止・適正化に向けた取組として実施していること〔複数回答〕



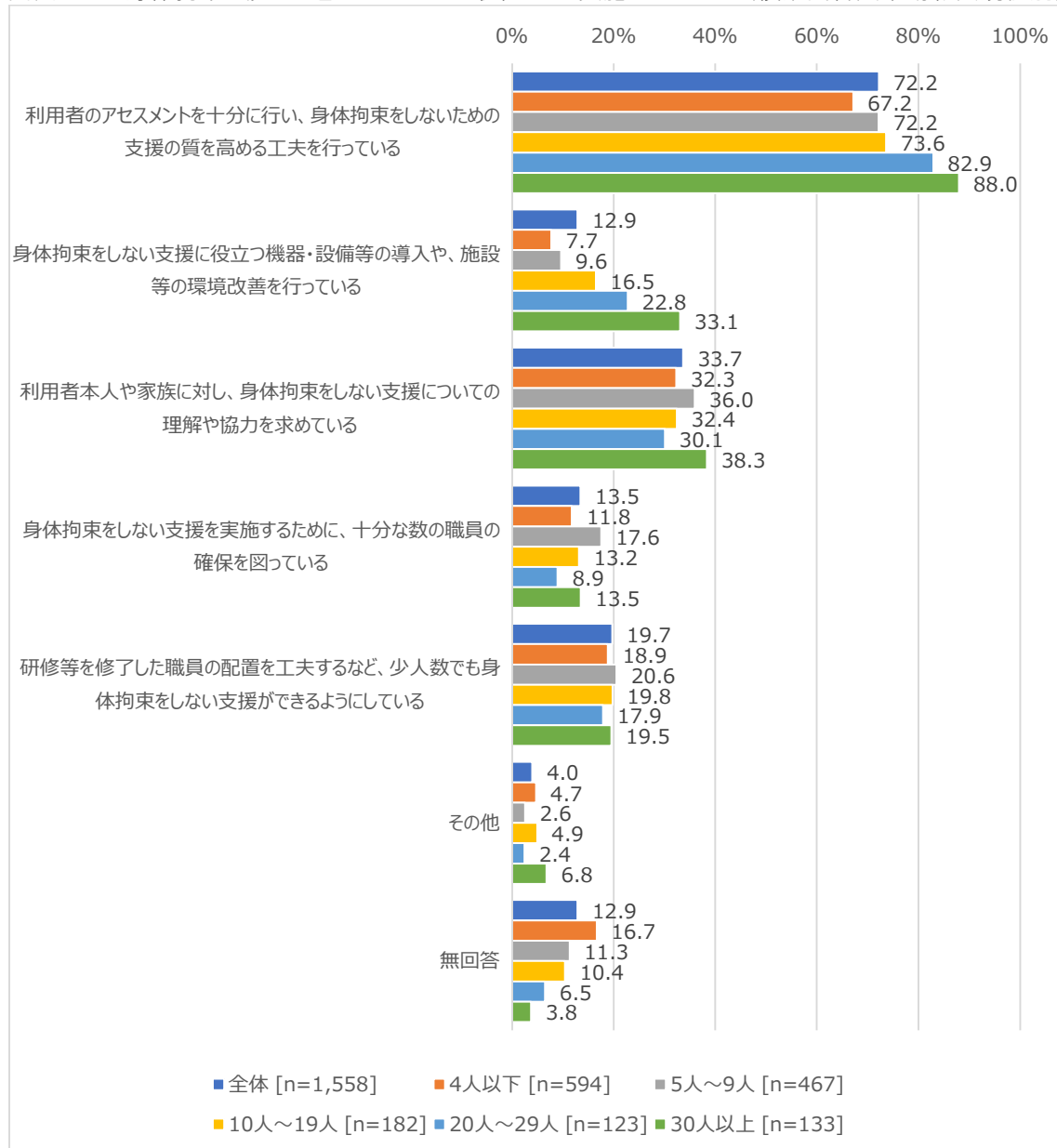
身体拘束の廃止・適正化に向けた取組として実施していることについて、サービス別で見ると、「利用者のアセスメントを十分に行い、身体拘束をしないための支援の質を高める工夫を行っている」について、全体と比較して居宅介護、就労継続支援B型、共同生活援助で割合の低い傾向が見られる。

図表 309 身体拘束の廃止・適正化に向けた取組として実施していること〔複数回答〕(サービス別)



サービスに従事する常勤職員の規模で見ると、「利用者のアセスメントを十分に行い、身体拘束をしないための支援の質を高める工夫を行っている」については、規模が大きくなるほど割合の高くなる傾向が見られる。

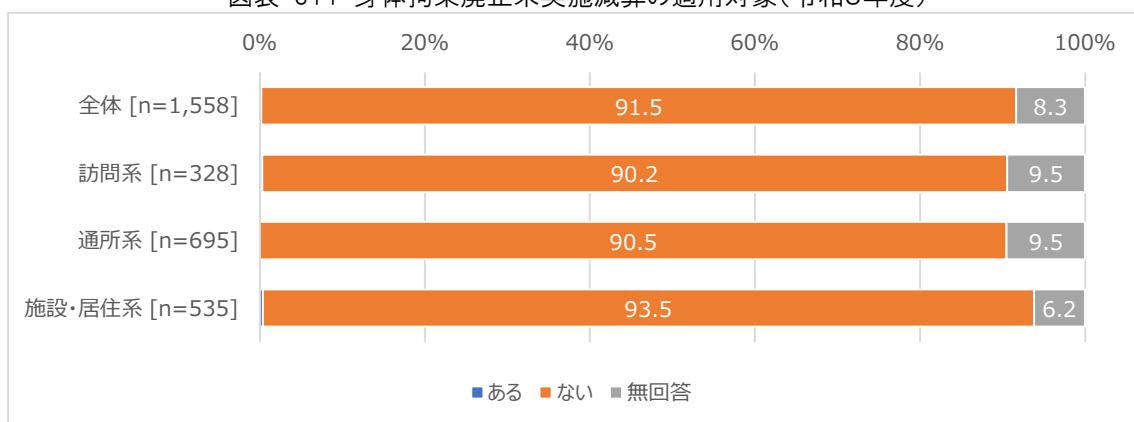
図表 310 身体拘束の廃止・適正化に向けた取組として実施していること〔複数回答〕(常勤職員規模別)



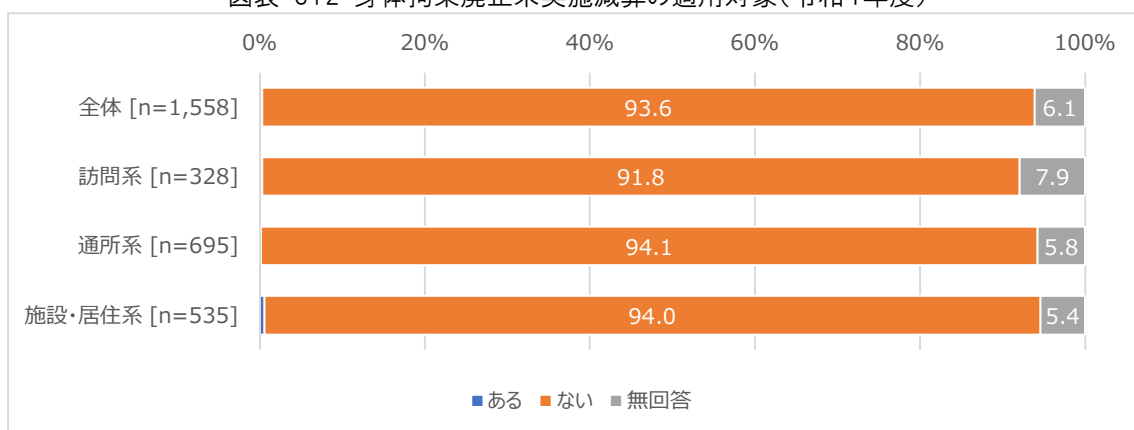
## ⑫身体拘束廃止未実施減算の適用

令和3～5年度において、身体拘束廃止未実施減算の適用対象になったことがあるかどうかを聞いたところ、各年度とも、ほとんどの事業所が「ない」と回答している。

図表 311 身体拘束廃止未実施減算の適用対象(令和3年度)



図表 312 身体拘束廃止未実施減算の適用対象(令和4年度)



図表 313 身体拘束廃止未実施減算の適用対象(令和5年度)

